

2. 共助の担い手の取組と課題

- 【図2-1】 市民の自主的な取組への意識
- 【図2-2】 社会意識に関する世論調査
- 【図2-3】 ボランティア活動に対する関心の有無
- 【図2-4】 ボランティア活動経験の有無
- 【図2-5】 ボランティア参加の妨げとなる要因
- 【図2-6】 ボランティア活動の男女・年齢階級別行動者率
- 【図2-7】 日本と諸外国の若者のボランティアに対する興味
- 【図2-8】 個人寄附額の推移
- 【図2-9】 NPO法人に対する寄附意向
- 【図2-10】 NPO法人数の推移
- 【図2-11】 NPO法人制度の周知度
- 【図2-12】 NPO法人に対する信頼
- 【図2-13】 NPO法人の活動のイメージ
- 【図2-14】 東日本大震災に関連して行った支援活動の種類
- 【図2-15】 支援活動開始にあたって利用した手段
- 【図2-16】 NPO法人に期待する役割
- 【図2-17】 NPO法人の情報量に対する認識
- 【図2-18】 NPO法人の課題
- 【図2-19】 小規模事業者の今後目指す方向(類型ごとの業種)
- 【図2-20】 NPO法人の法人寄附受入状況
- 【図2-21】 中小企業信用保険法の改正概要
- 【図2-22】 所轄庁と金融機関が提携したNPO法人向け融資制度
- 【図2-23】 信用金庫の預貸率の推移
- 【図2-24】 全国の主なコミュニティ財団・市民ファンド

- 【図2-25】 NPOバンクの現状
- 【図2-26】 地域金融機関と様々な支援機関のネットワークの事例
- 【図2-27】 信用金庫によるコミュニティ・ビジネスを行うNPO等への融資実績推移
- 【図2-28】 日本政策金融公庫によるNPO法人向け融資実績推移
- 【図2-29】 NPO法人の借入先
- 【図2-30】 大学地域貢献度ランキング
- 【図2-31】 地域課題解決のための専門家育成プログラムの事例
- 【図2-32】 行政に対する要望
- 【図2-33】 行政とNPO等・企業・金融機関などとの人材交流・連携の事例
- 【図2-34】 ボランティア活動等に係る学修の単位認定実施学校数の推移
- 【図2-35】 学部段階においてボランティア活動を取り入れた授業科目を開講している大学の数の推移
- 【図2-36】 企業における社員のボランティア・社会貢献活動に対する支援制度の導入状況
- 【図2-37】 プロボノワーカー登録者数の推移
- 【図2-38】 ボランティアに関する国・地方自治体等への要望
- 【図2-39】 新しい寄附の手法
- 【図2-40】 CRMを用いた商品・サービスの実施実績
- 【図2-41】 CRMを実施する狙い
- 【図2-42】 寄附の妨げとなる要因
- 【図2-43】 NPO法人に寄附をする際に重視する点

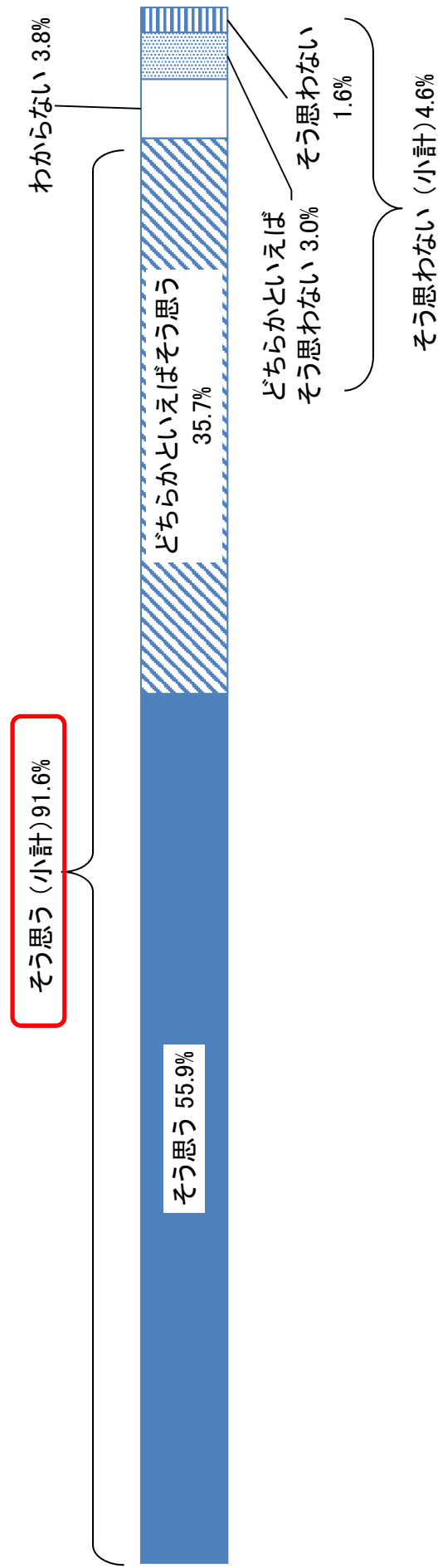
3. 目指すべき共助社会の具体的な姿と実現への道筋

- 【図3-1】 社会貢献活動の実施状況
- 【図3-2】 出産等で離職した女性が再び家事以外で活躍する仕方
- 【図3-3】 高齢者の就業希望年齢
- 【図3-4】 勤め先の会社が65歳に定年延長した際に会社に望むこと

- 【図3-5】 起業の形態
- 【図3-6】 ボランティアへの参加理由
- 【図3-7】 寄附理由

【図2-1】市民の自主的な取組への意識

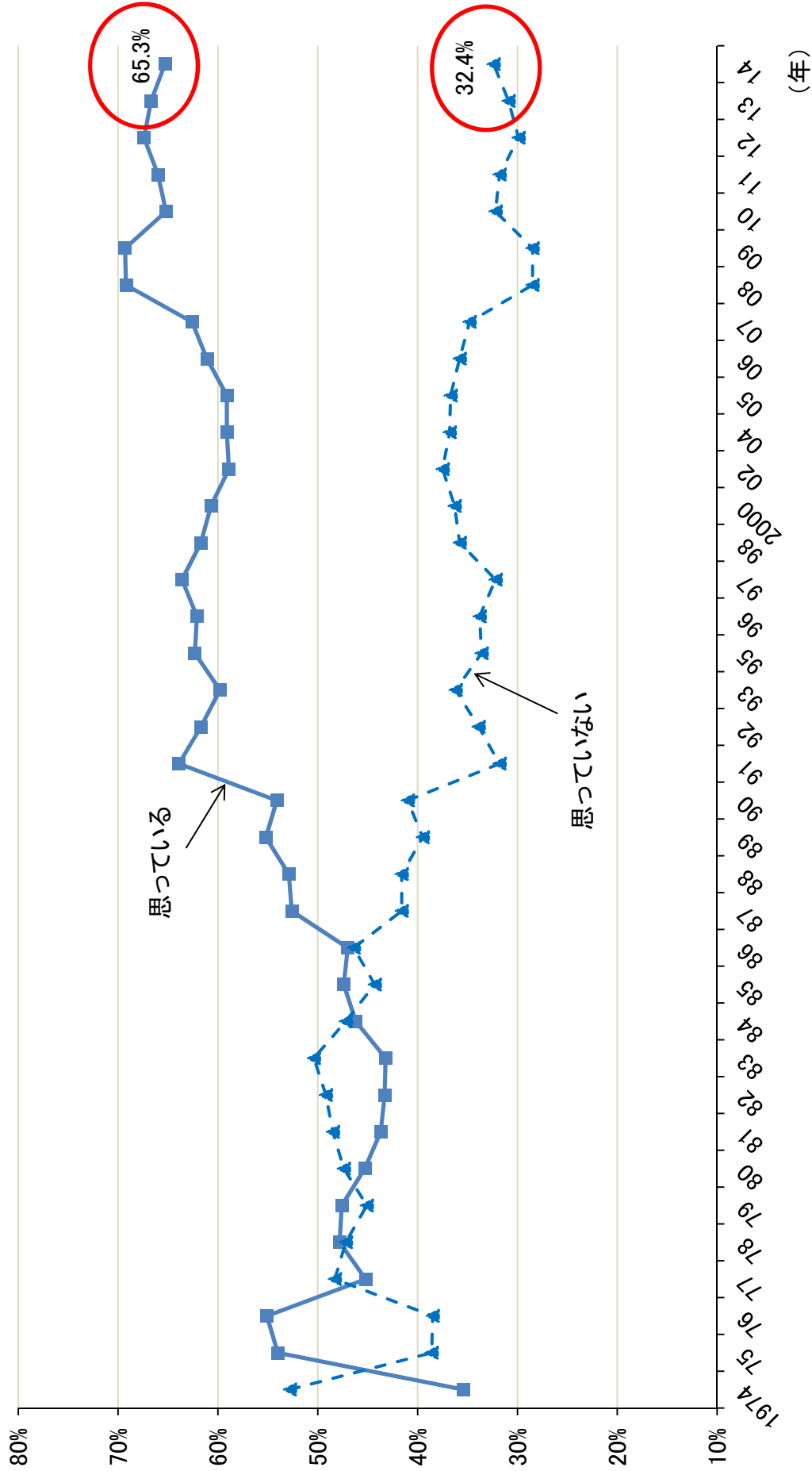
Q. 社会のニーズや課題に対して、市民自らが自主的に集まって取り組むことは大切だと思いますか。



(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より作成。

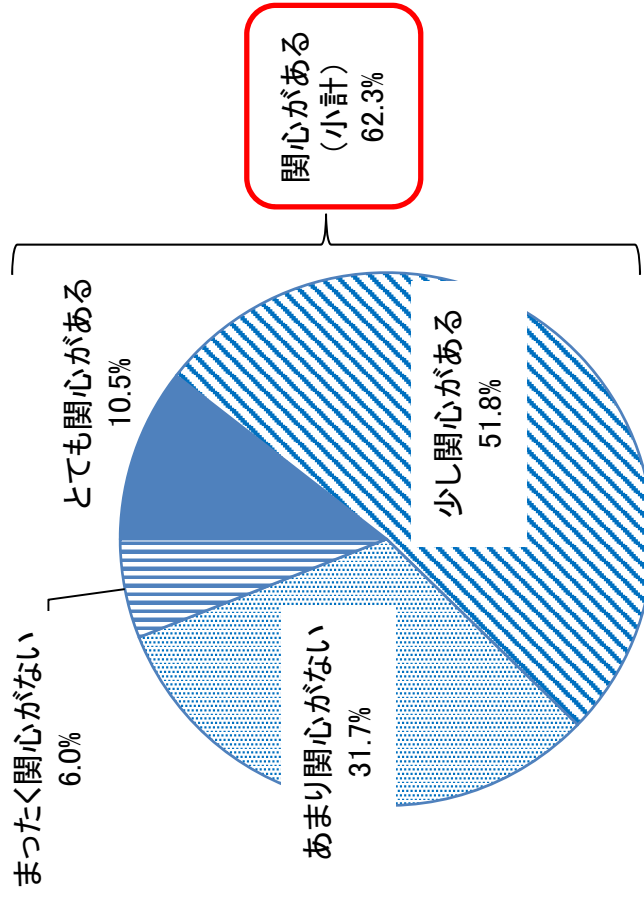
【図2-2】社会意識に関する世論調査

Q. 日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか。



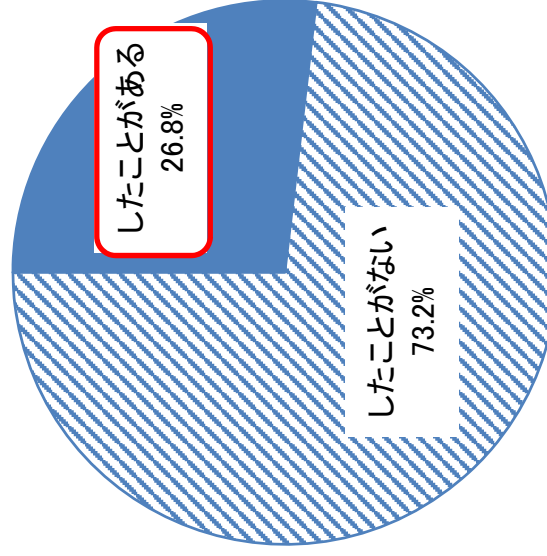
(出所)内閣府 平成25年度「社会意識に関する世論調査」より作成。

【図2-3】 ボランティア活動に対する関心の有無
(n=1,646)



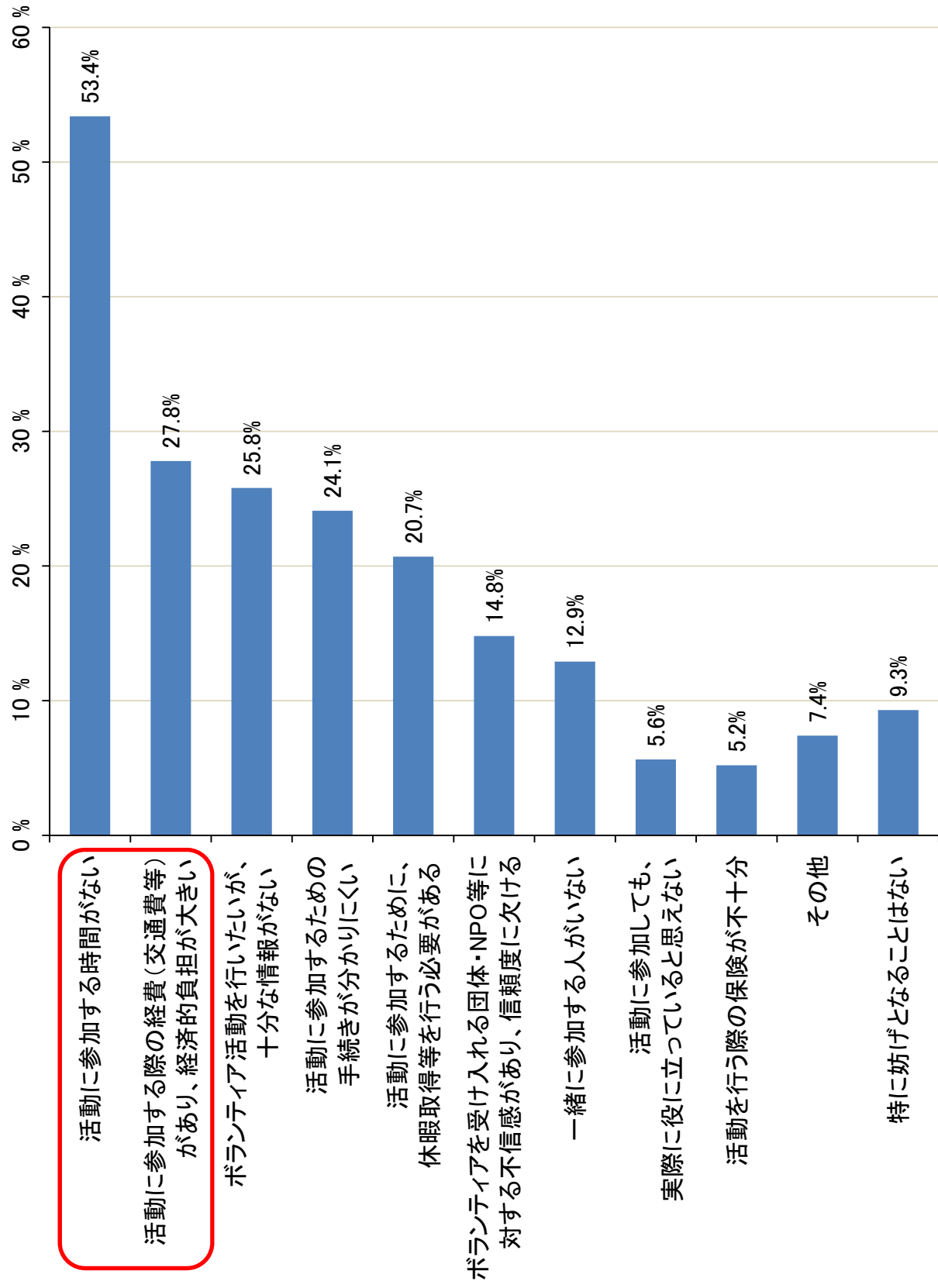
(出所)内閣府 平成26年度「市民の社会貢献に関する実態調査」より。

【図2-4】 ボランティア活動経験の有無
(n=1,647)



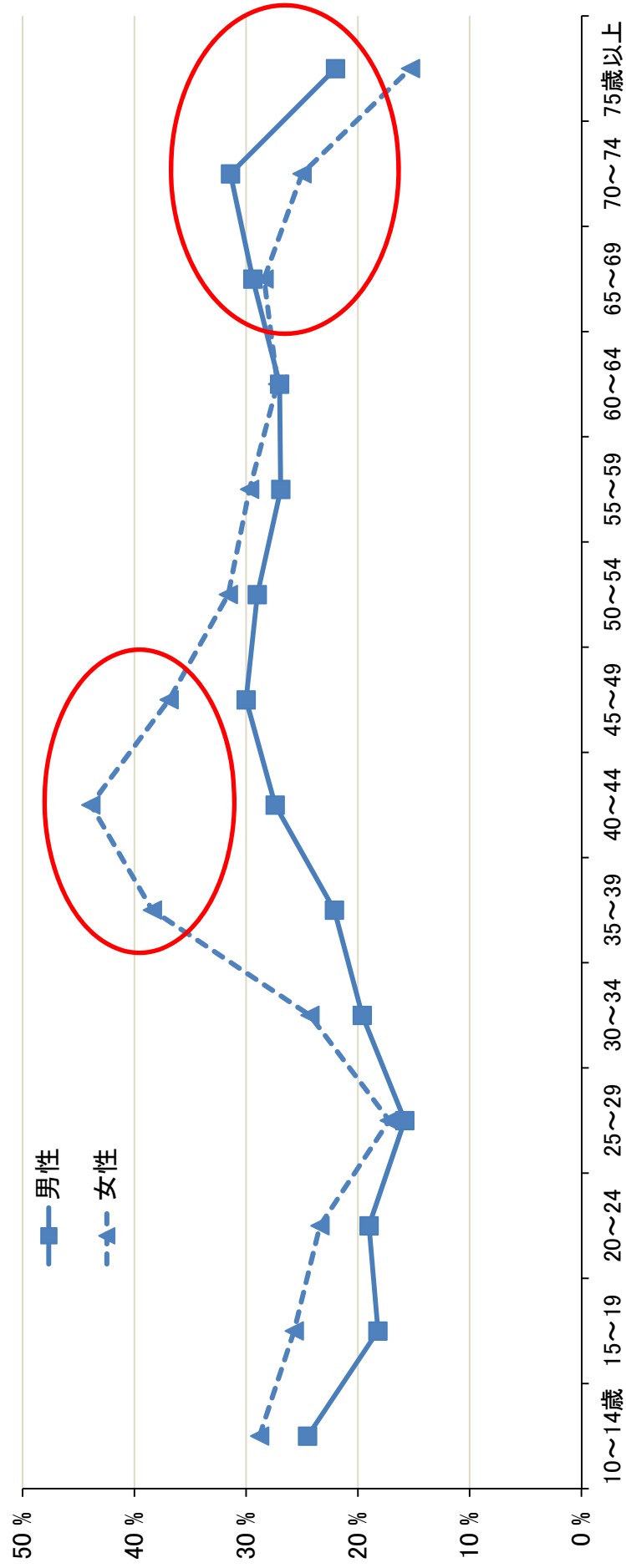
(出所)内閣府 平成26年度「市民の社会貢献に関する実態調査」より。

【図2-5】 ボランティア参加の妨げとなる要因 (n=1,615) (複数回答)



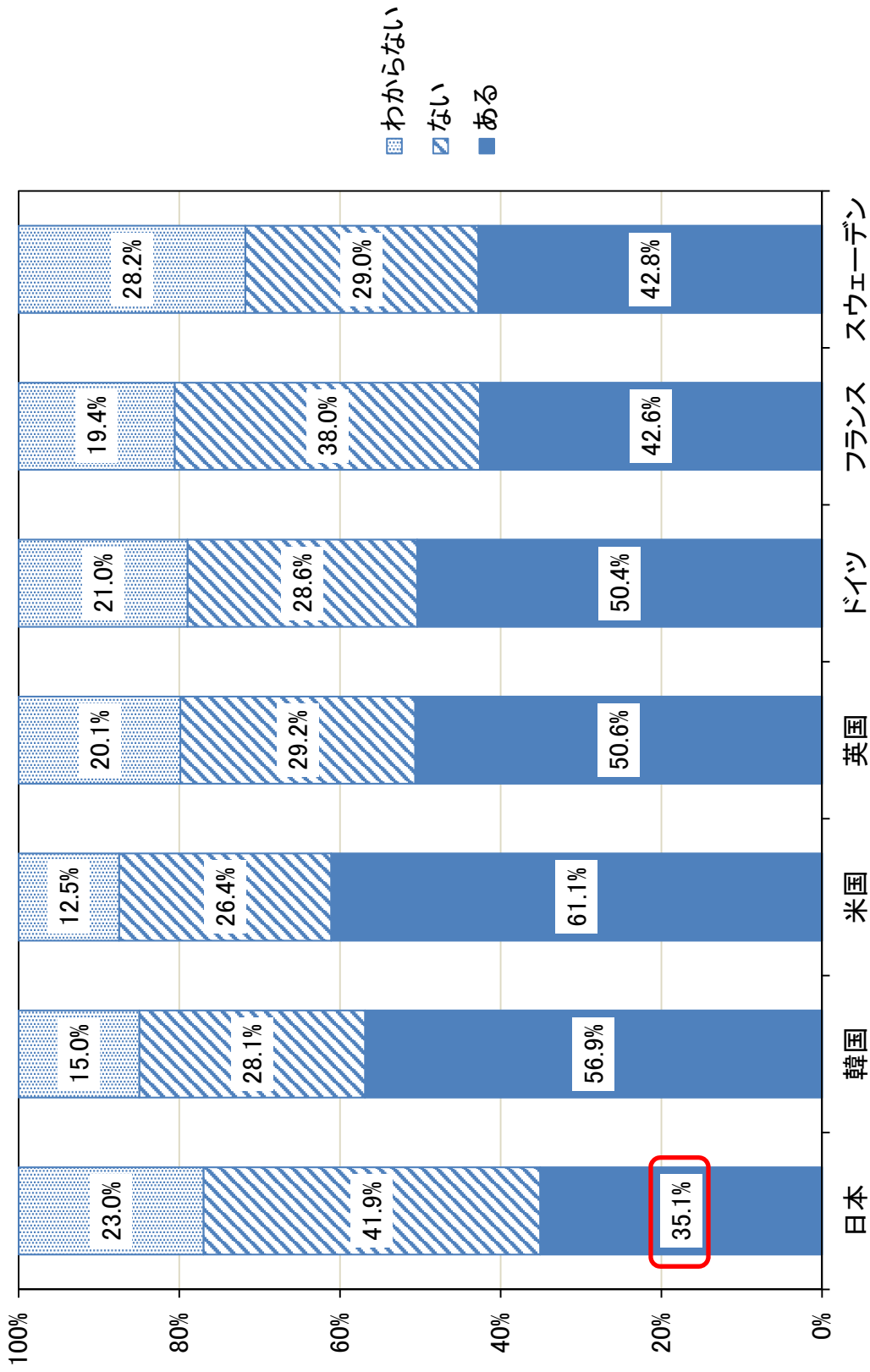
(出所)内閣府 平成26年度「市民の社会貢献に関する実態調査」より。

【図2-6】 ボランティア活動の男女・年齢階級別行動者率



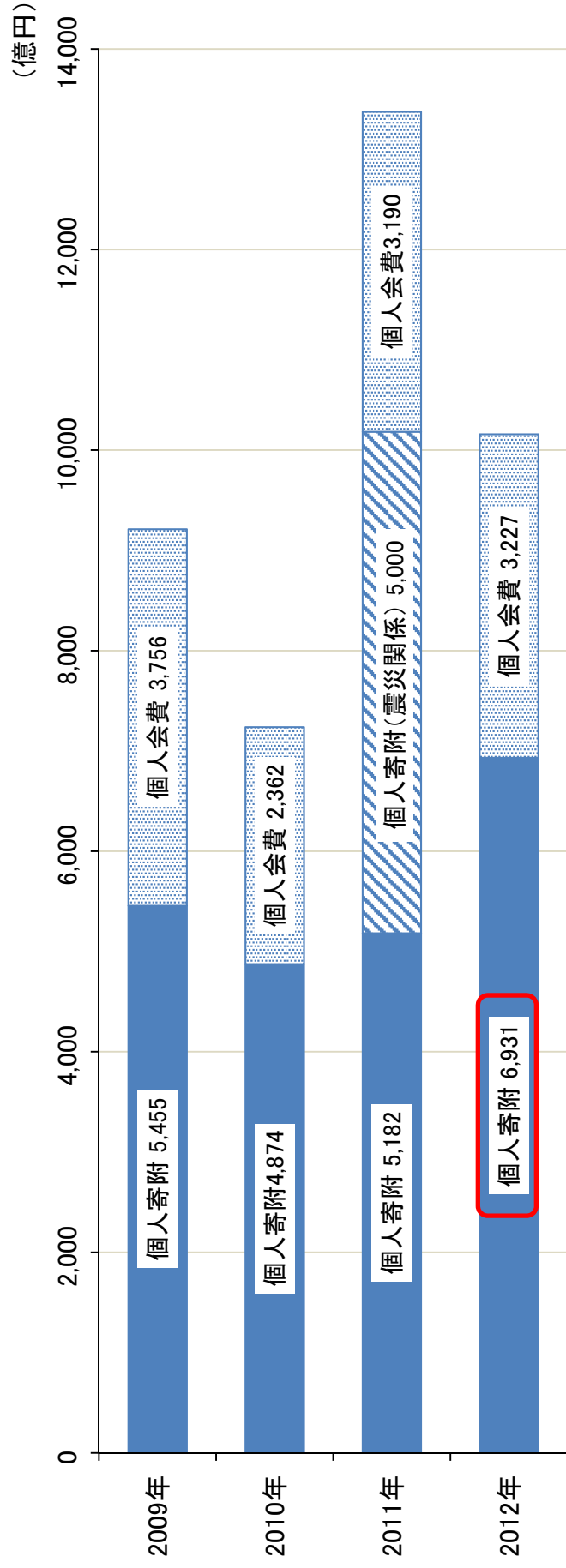
(出所)総務省 平成23年「社会生活基本調査」より。

【図2-7】日本と諸外国の若者のボランティアに対する興味



(出所)内閣府 平成25年度「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」より作成。
 (備考)日本、韓国、米国、英国、ドイツ、フランス、スウェーデンの計7か国の満13歳から満29歳までの男女が対象。
 各国とも1,000サンプル回収を原則。

【図2-8】 個人寄附額の推移



(出所)(特活)日本ファンドレイジング協会『寄付白書2013』より内閣府作成。
 (備考)本推計値には、宗教関係寄附、教育関係寄附、政治献金を含む。

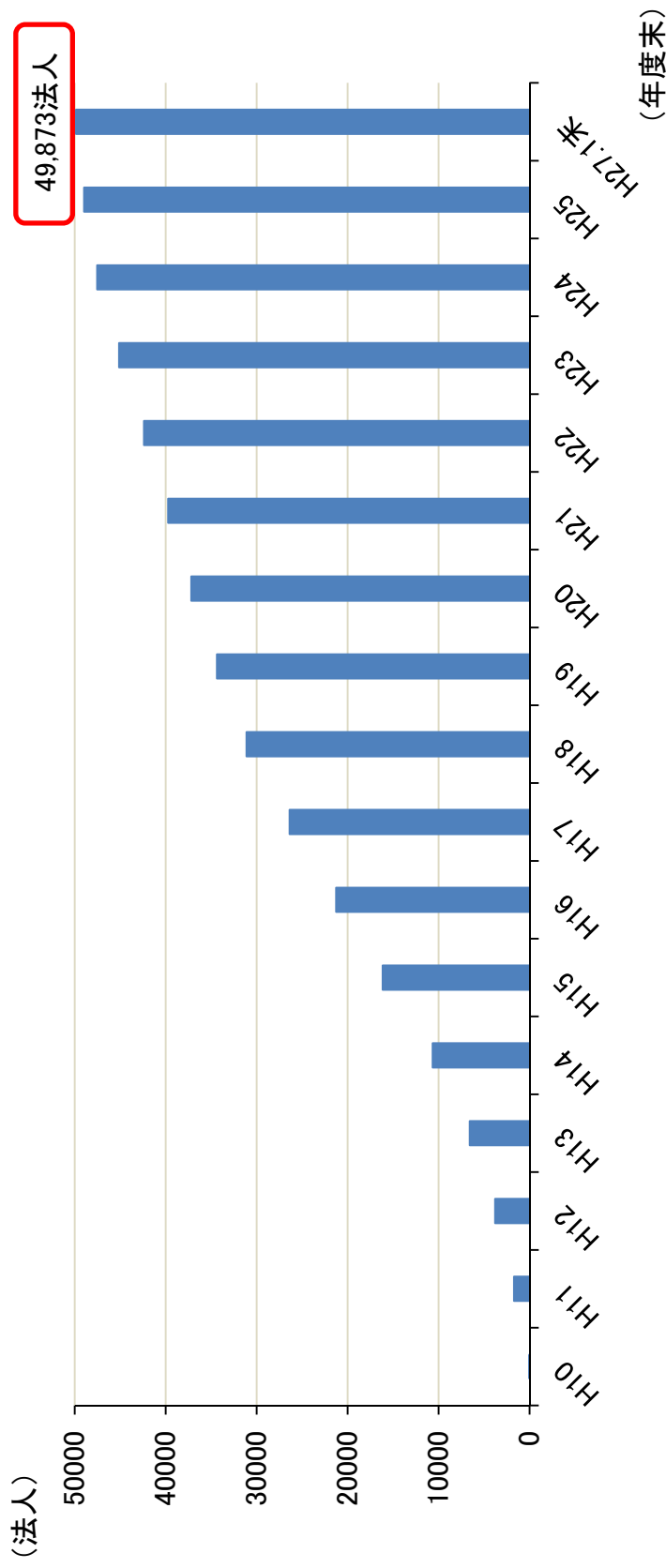
【図2-9】 NPO法人に対する寄附意向

Q. NPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思いますか。

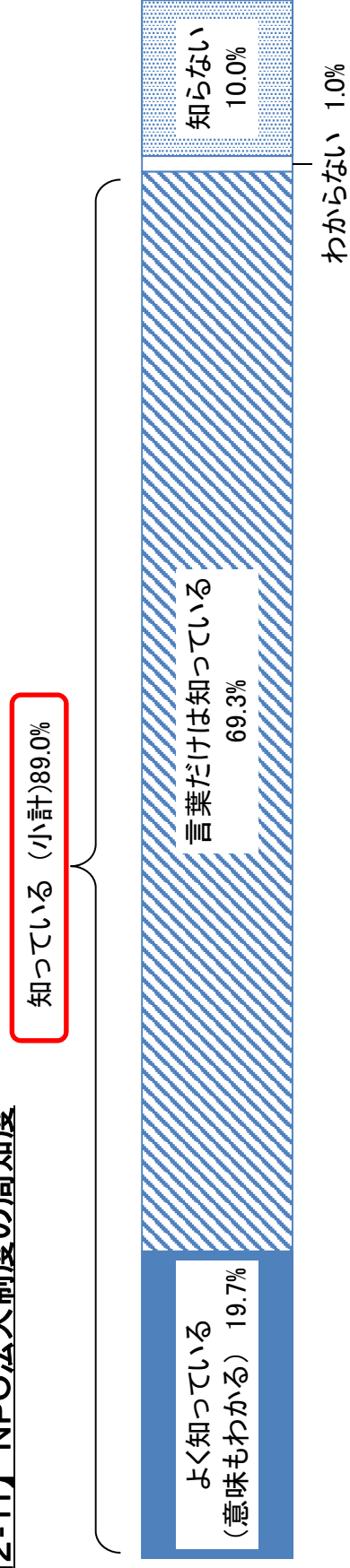


(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より作成。

【図2-10】 NPO法人数の推移



【図2-11】 NPO法人制度の周知度

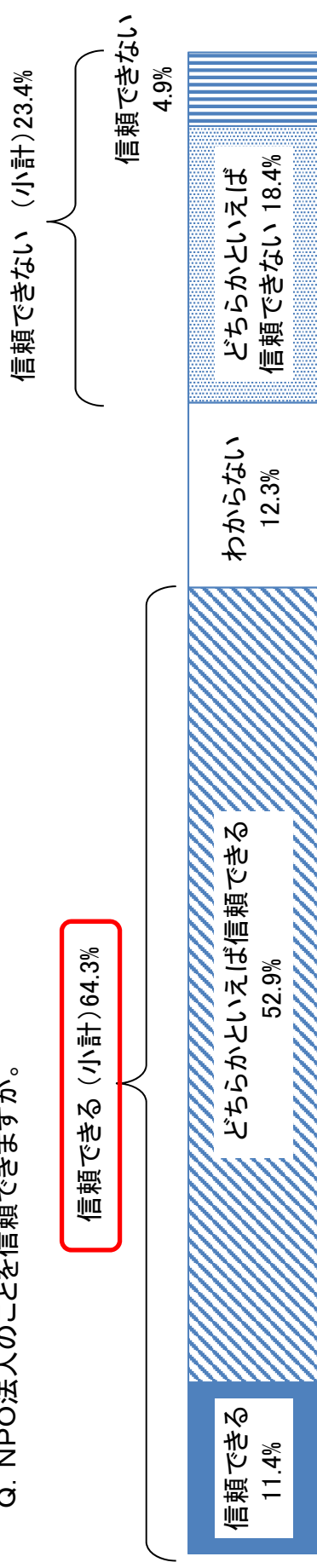


(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より。

【図2-12】 NPO法人に対する信頼

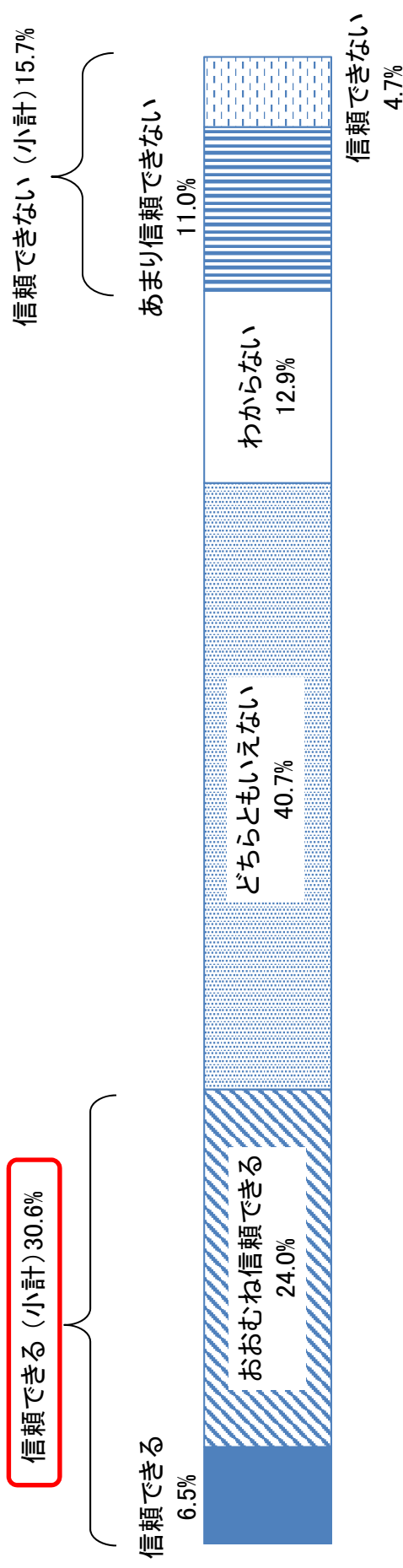
＜平成25年＞

Q. NPO法人のことを信頼できますか。



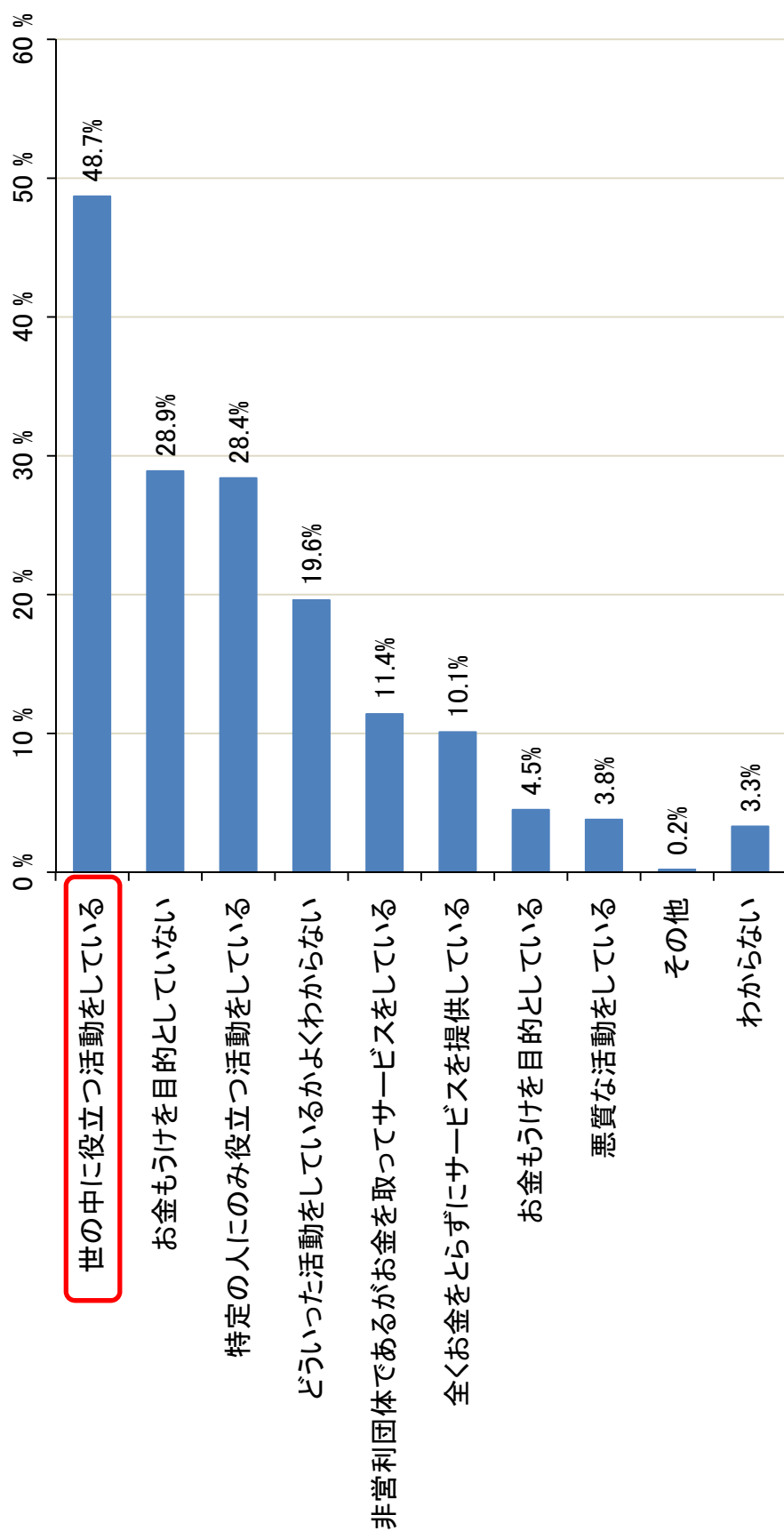
＜平成17年＞

Q. NPO法人に信頼できる印象がありますか。それとも信頼できない印象がありますか。



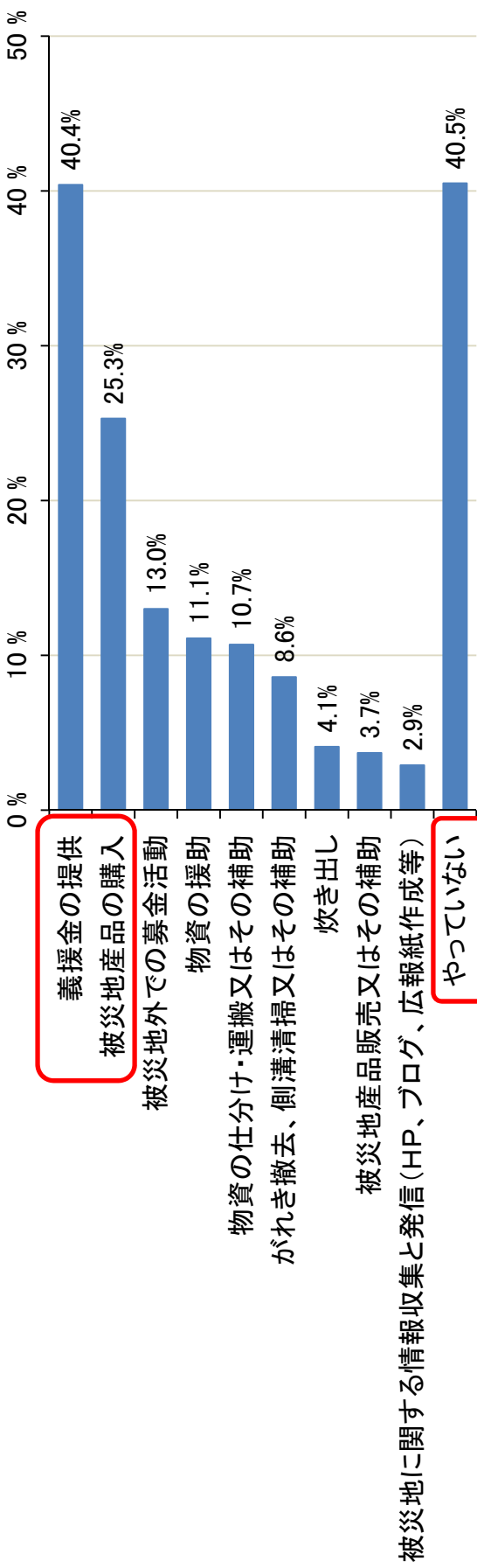
(出所)内閣府 平成17年度「NPO(民間非営利組織)に関する世論調査」及び平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より。

【図2-13】 NPO法人の活動のイメージ



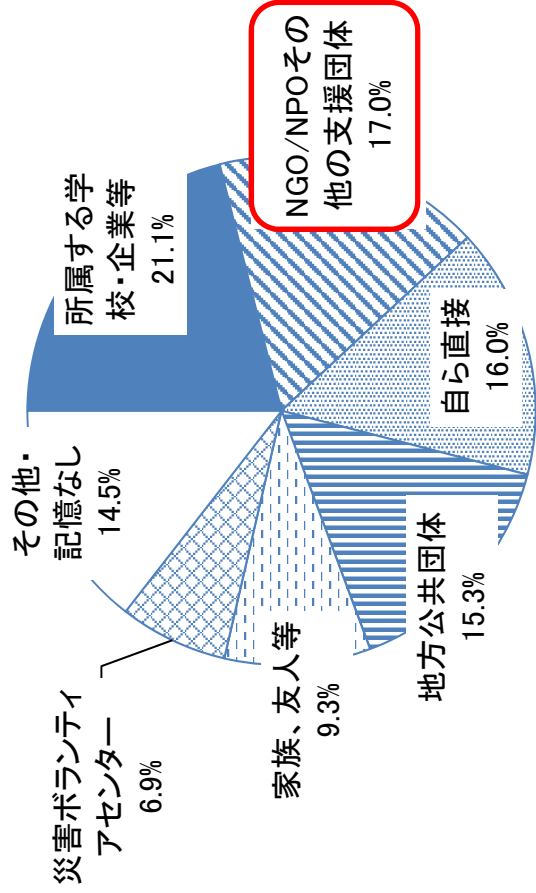
(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より。

【図2-14】東日本大震災に関連して行った支援活動の種類 (複数回答)



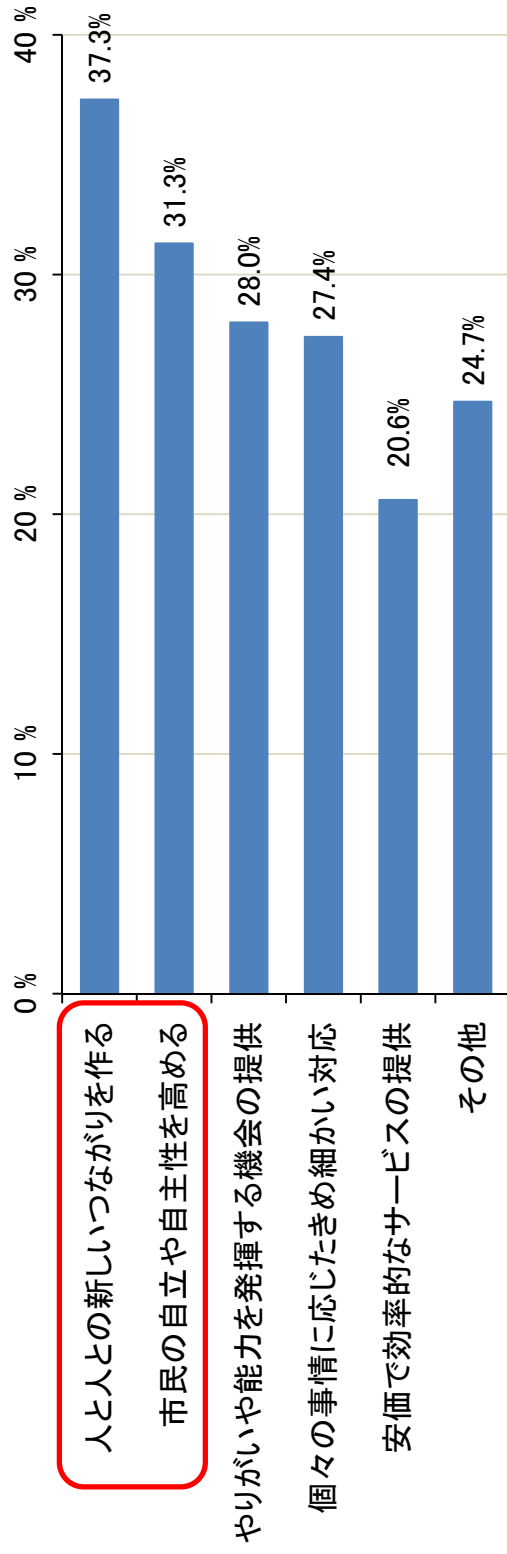
(出所)内閣府「東日本大震災における共助による支援活動に関する調査報告書」(2013年)より。

【図2-15】支援活動開始にあたって利用した手段



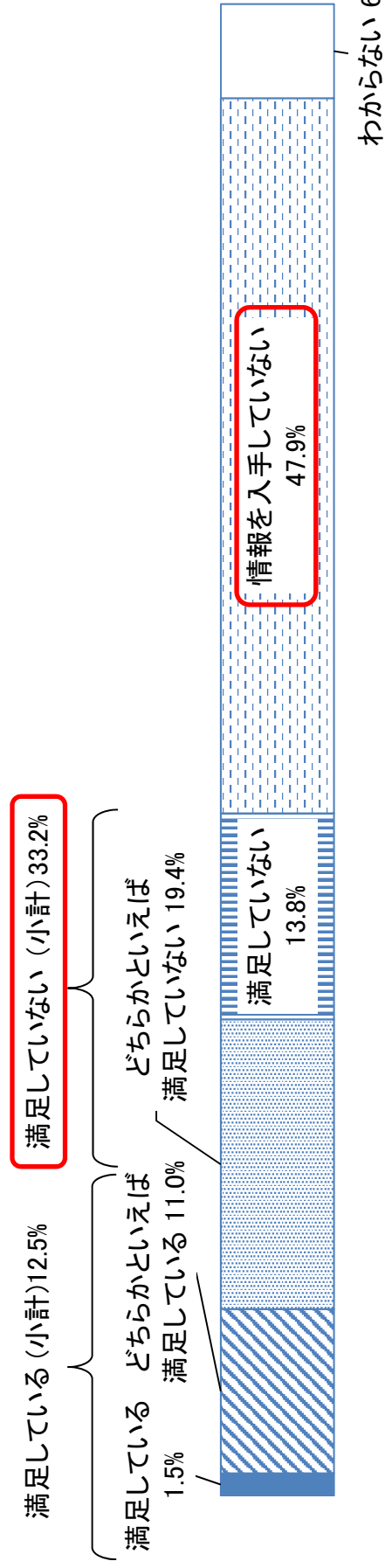
(出所)内閣府「東日本大震災における共助による支援活動に関する調査報告書」(2013年)より。

【図2-16】 NPO法人に期待する役割 (複数回答)



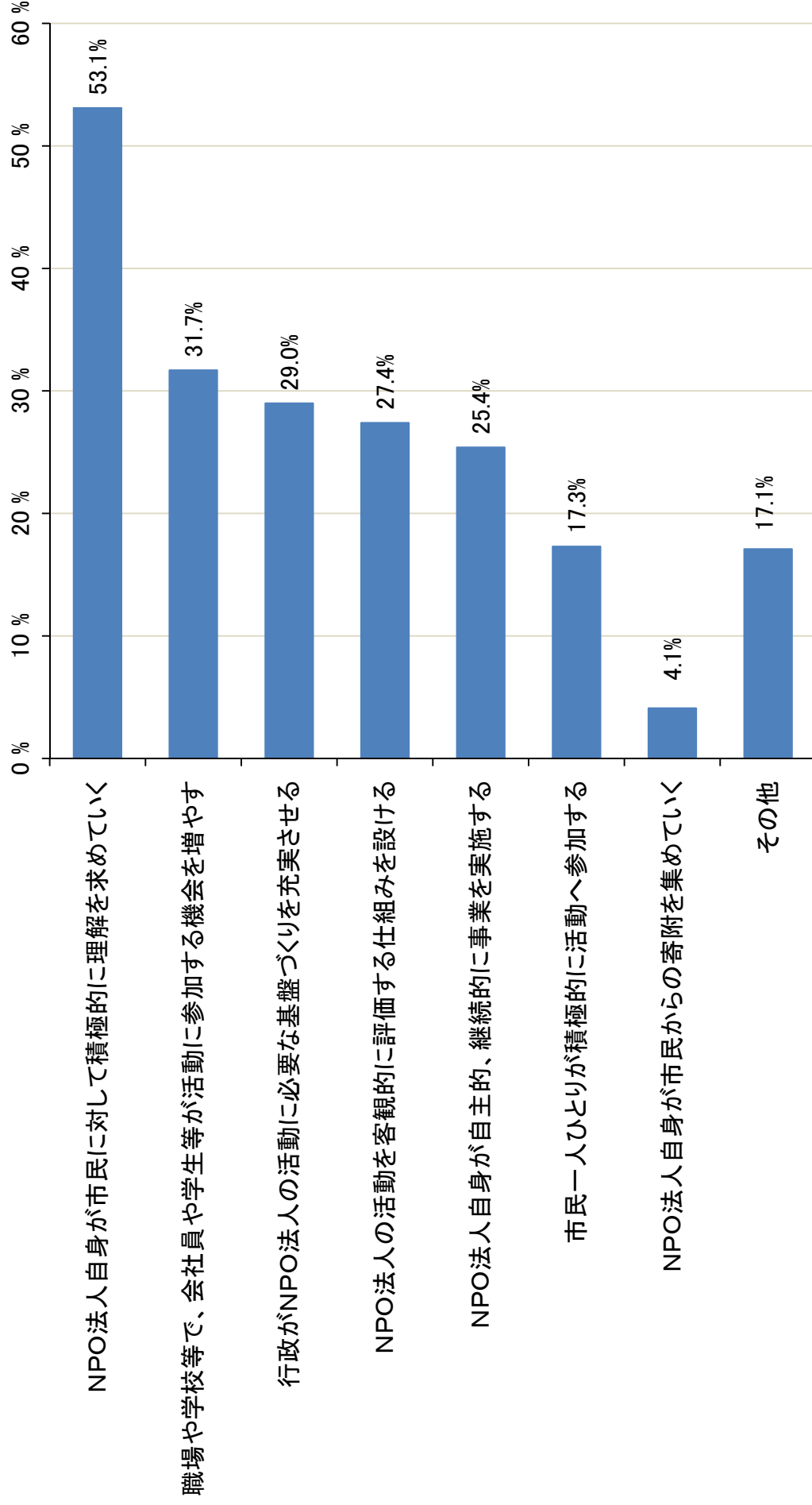
(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より。

【図2-17】 NPO法人の情報量に対する認識



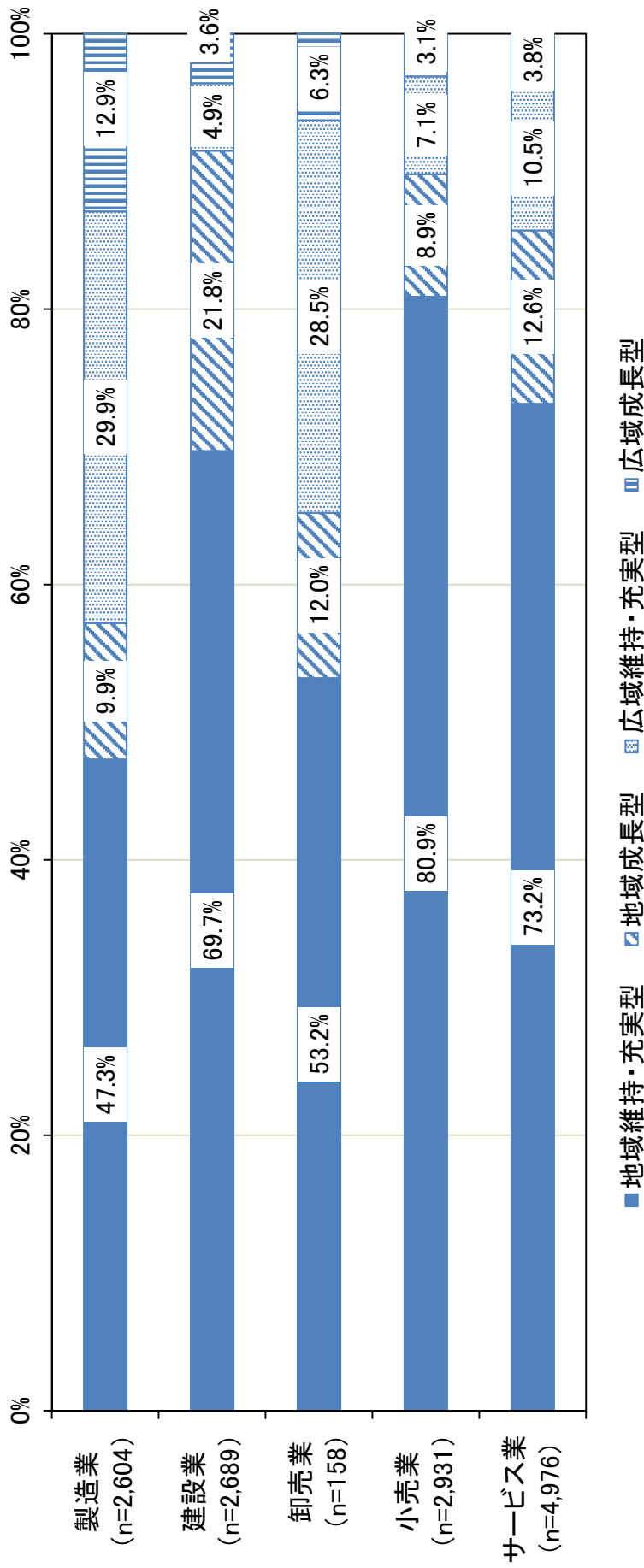
(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より。

【図2-18】 NPO法人の課題 (複数回答)



(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より。

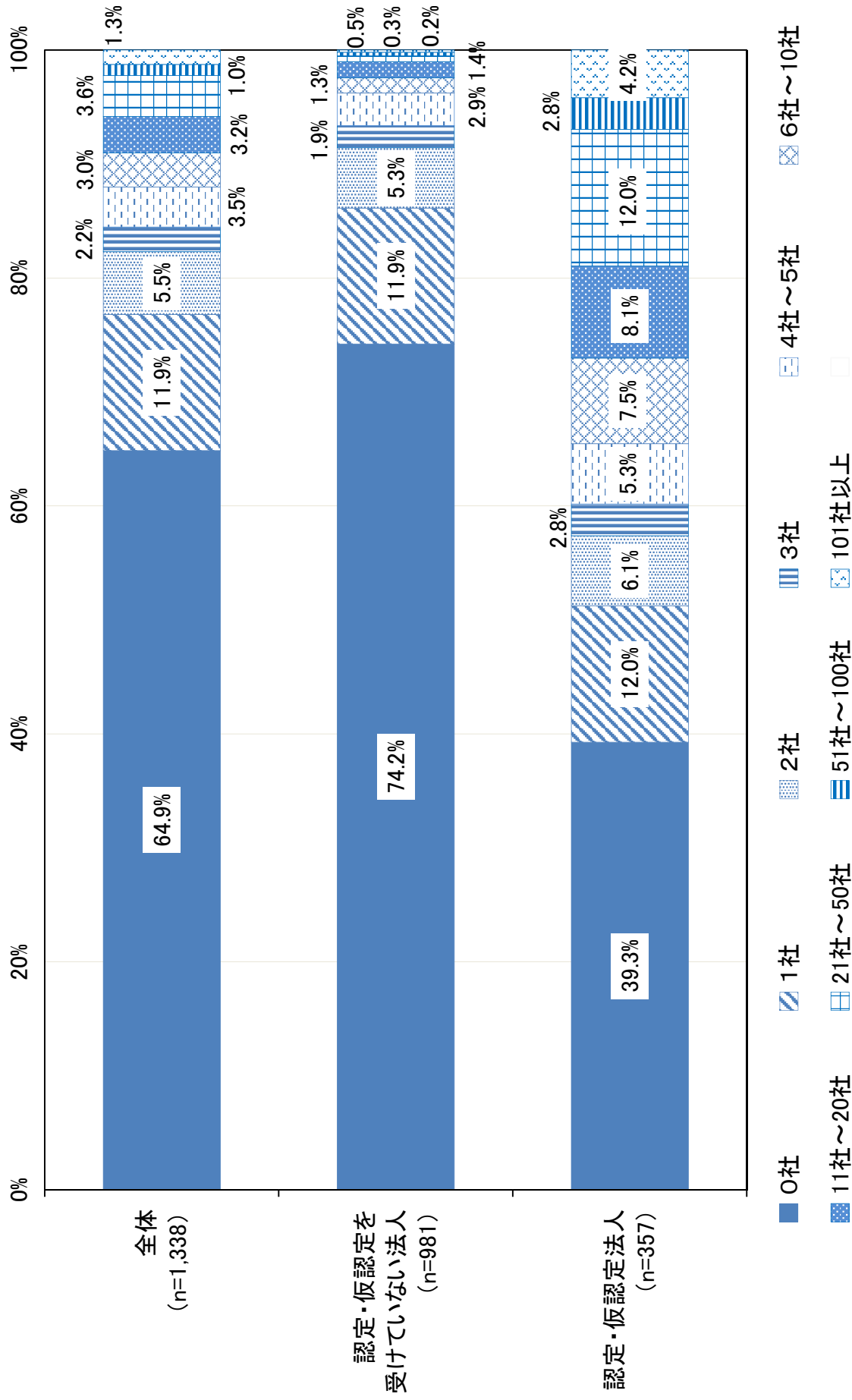
【図2-19】 小規模事業者の今後目指す方向（類型ごとの業種）



- ◆「**地域維持・充実型**」…今後目指す市場を「同一市区町村」、「隣接市区町村」、「同一都道府県」、「同一都道府県」とし、組織形態を維持しながらも「事業の持続的発展」を志向する企業。
- ◆「**地域成長型**」…今後目指す市場を「同一市区町村」、「隣接市区町村」、「同一都道府県」とし、組織形態の成長を志向する企業。
- ◆「**広域維持・充実型**」…今後目指す市場を「隣接都道府県」、「全国」、「海外」とし、組織形態を維持しながらも「事業の持続的発展」を志向する企業。
- ◆「**広域成長型**」…今後目指す市場を「隣接都道府県」、「全国」、「海外」とし、組織形態の成長を志向する企業。

（出所）中小企業庁『中小企業白書2014』より。

【図2-20】 NPO法人の法人寄附受入状況 (n=1,338)



(出所) 内閣府 平成26年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」より。

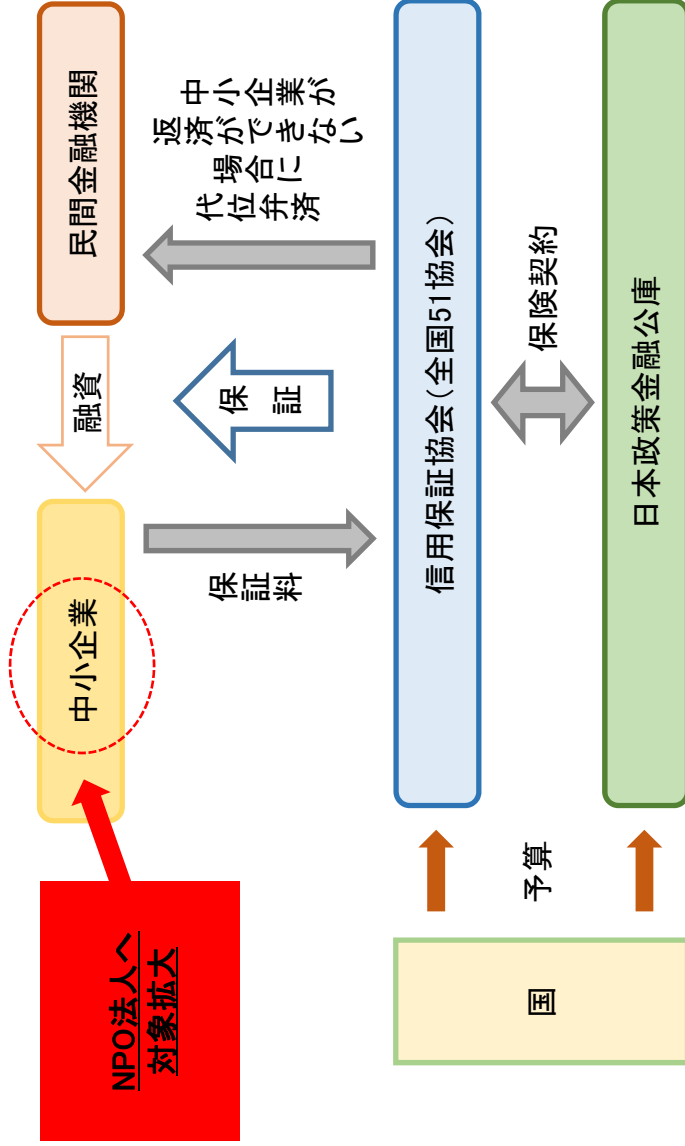
【図2-21】 中小企業信用保険法の改正概要

中小企業と同様に事業を行い、地域の経済や雇用を担うNPO法人が現れつつあるが、その多くは信用力に乏しく金融機関からの借入が困難な状況。

改正内容：NPO法人を信用保険の対象化

上記のようなNPO法人の事業資金の調達を支援するため、信用保険の対象とする。【第2条】

＜中小企業金融の支援制度（信用補完）＞



(出所) 中小企業庁「『株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案【商工中金・信用保険法】』の概要」より内閣府作成。

【図2-22】 所轄庁と金融機関が提携したNPO法人向け融資制度

| 所轄庁 | 制度名 | 提携先金融機関 | 創設時期 | 制度創設の趣旨・目的 | 所轄庁による支援等 | 対象 | 資金使途 | 融資額 | 融資期間 | 保証条件 | 金利 | URL |
|-----|--------------------------|--|---------|--|--|--|--|---|----------------------------------|--|----|-----|
| 北海道 | 地域活性化アワード資金(平成26年度で取扱終了) | 北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、道内23信用金庫、道内16信用組合 | 平成23年7月 | 本道経済の活性化や雇用創出への寄与が期待される公益法人やNPO法人など、幅広い事業主体が取り組む経済活動を支援するため、金融機関、信用保証協会及び道が連携し、保証付きの事業資金を融資する制度。 | 公益社団・財団法人、社会福祉法人、農業分野に進出する中小企業等、NPO法人、一般社団・財団法人(①1年以上の事業実績、②税の完納、③財務諸表の作成を全て満足することが必要) | 事業資金 ※農林漁業・金融・保健業及び遊覧娯楽業や風俗営業など一部の業種は対象外 | 法人形態によって異なる。NPO法人は1,000万円以内。ただし、国や自治体から受領する公的資金が未受領であることにより事業活動に影響がある場合は1年以上以内の短期資金の利用も可 | 保証条件 + 担保及び保証人は取扱金融機関の定めによる。 + 融資額の50%を北海道信用保証協会の保証付きとする(50%は保証なし融資。) | 年1.70%(固定金利) ※各年度の3月1日現在で見直し翌月改定 | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuuhi/waido.htm | | |
| 宮城県 | みやぎNPOサポートローン | 東北労働金庫 | 平成17年4月 | NPO法人の中には、公的施設の管理や介護保険事業等、専従職員を置いて年間数千万円規模の事業を運営している法人もあり、これらの事業資金については、行政からの委託金・補助金等によるケースが多いが、委託金等が支給されるまでの間の資金繰りについて苦慮しているという声が上がっていた。 事業連帯保証金の確保の方法としては、通常、金融機関からの融資が考えられるが、NPOの場合には、信用保証協会等の機関保証の対象外となり、営利企業に比べて融資が受けづらい状況にあった。 このような状況から、NPO対象の融資について十分な実績・ノウハウを有し、活動資金の助成やNPO香附システムの利用等、NPO支援に造詣の深い東北労働金庫との協働により、平成17年4月から、融資制度を創設した。 | 金融機関への原資の預託による協議融資 | 国、自治体、公益法人等から1年以上以内に委託金、助成金、介護報酬等の公的資金を受け取ることが確定している特定非営利活動法人(宮城県内に主たる事務所を有する法人) | つなぎ資金 ①行政からの委託事業又は介護報酬等補助金のつなぎ資金 ②助成金決定から交付までのつなぎ資金 ③その他つなぎ資金 | 1年以内 | 代表者を含めた1名以上の個人保証 + 担保不要 | http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyokusha/support-loan.html | | |
| 栃木県 | 栃木県NPO活動基盤サポート資金融資制度 | 足利銀行、栃木銀行、栃本信用金庫、鹿沼相互信用金庫、鳥山信用金庫、大田原信用金庫、足利小山信用金庫、佐野信用金庫、真岡信用組合、那須信用組合、山形銀行、福島銀行、群馬銀行、東和銀行、筑波銀行、白河信用金庫 | 平成16年6月 | 特定非営利活動法人の活動資金の調達を容易にすることにより、特定非営利活動法人の財政基盤の強化を図り、もって社会貢献活動の促進に資すること。 | 金融機関への原資の預託による協議融資 | 次の条件をすべて満たすNPO法人 ①栃木県内に主たる事務所を有すること ②法人成立後、1年を経過していること ③事業の計画を確実に実施することが認められること ④融資を受けようとする事業が宗教活動及び政治上の活動等に属さないこと ⑤融資を受けようとする事業が特定非営利活動促進法に定めるその他の事業に当らないこと ⑥特定非営利活動促進法に定める所轄庁への書類の提出を怠っていないこと ⑦特定非営利活動促進法第42条に基づく改善命令を受けていないこと(改善命令に基づいて改善がなされている場合を除く) ⑧県税を滞納していないこと ⑨法人の活動が公序良俗に反しないものであること ⑩銀行取引停止処分を受けていないこと | 事業活動 + 運転資金 + 事業拡大資金 + 事業活動に必要とする資金 + 事業活動に必要とする資金 + 事業活動に必要とする資金 | ・ 運転資金: 5年以内(うち1年以内据置可) ・ 事業拡大資金: 7年以内(うち1年以内据置可) | ・ 運転資金: 年1.7% ・ 事業拡大資金: 年1.9% | http://www.pref.tochigi.lg.jp/cd/file/npo/npoyuush.html | | |

| 所轄庁 | 制度名 | 提携先金融機関 | 創設時期 | 制度創設の趣旨・目的 | 所轄庁による支援等 | 対象 | 資金使途 | 融資額 | 融資期間 | 保証条件 | 金利 | URL |
|-----|---------------------|--------------------------|---------|--|----------------------------|--|---|--|---|----------------------------|-------------------------------------|--|
| 群馬県 | NPO活動支援整備資金 | 群馬県内の銀行、信用金庫、信用組合の本店又は支店 | 平成11年4月 | 特定非営利活動に要する資金を貸し付けることにより、市民が行う自由な社会貢献活動として特定非営利活動法人の健全な発展に寄与することを目的とする。 平成11年4月、群馬県環境政策課所管の群馬県環境保全創造資金の一部に、NPO活動支援整備資金として創設。 平成11年12月、融資対象を全てのNPO法人に拡大し、設備資金として利用できるようにした。 平成14年度より、運転資金も対象とする。 | 金融機関への原簿の預託による協賛融資。 | 群馬県内に事務所を置き県内で活動しているNPO法人で、県税を完納している法人 | ・設備資金(建物の新設等、一般事務機器等の設置購入) ・運転資金(事業活動に必要な資金) | ・設備資金:2,000万円以内 ・運転資金:500万円以内 | ・設備資金(建物の新設等):10年以内(うち据置1年以内) ・設備資金(一般事務機器等の設置購入):7年以内(うち据置1年以内) ・運転資金(事業活動に必要な資金):5年以内(うち据置1年以内) | 融資を受ける金融機関と相談 | 年1.9%以内 | http://www.pref.gunma.jp/04/c/1510003.html |
| 埼玉県 | 埼玉りそなNPO応援ローン | 埼玉りそな銀行 | 平成18年6月 | 地域の様々な課題解決に取り組みNPO法人を応援するために創設。 | 県と金融機関が「共同協賛」の協力を関係する協定締結。 | NPO法人として1年以上の活動実績があり、以下の条件に該当する法人 ①主たる事務所が埼玉県内にあること ②国・埼玉県、県内市町村から助成金・補助金の交付を受けた法人、又は国・埼玉県・県内市町村から事業を受託した法人 ※つなぎ資金は活動実績が1年未満でも可 | ・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金 | ①担保の提供がない場合 100万円以内 ②担保の提供がある場合 100万円以上3,000万円以内 ③つなぎ資金 100万円以上かつ助成金・補助金の交付金額または契約金額以内 | ・運転資金7年以内 ・設備資金10年以内(つなぎ資金1年以内) | 担保は必要に応じて決定、保証人は原則として理事長1名 | 原則変動金利 | |
| 埼玉県 | むさしのNPOサポートローン | 武蔵野銀行 | 平成26年7月 | 地域の様々な課題解決に取り組みNPO法人を応援するため。 | 県と金融機関が「共同協賛」の協力を関係する協定締結。 | 次の条件を満たすNPO法人 ①埼玉県内で認証を受け主たる事務所が当該の営業エリア内にあること ②法人格取得後1事業年度以上の決算が確定していること | ・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金 | 500万円以内 | ・運転資金5年以内 ・設備資金10年以内(つなぎ資金6カ月以内) | 当行所定の審査により決定 | 変動金利 ※認定NPO法人、埼玉県指定NPO法人は年0.5%差引 | |
| 埼玉県 | さいしんコミュニケーションポートローン | 埼玉信用金庫 | 平成26年8月 | 地域の様々な課題解決に取り組みNPO法人を応援するために創設。 | 県と金融機関が「共同協賛」の協力を関係する協定締結。 | 当金庫の会員又は会員資格を有し、以下の条件に該当する法人及びこれに準ずる機関 ①国や自治体からNPO法人の認証を受け、かつ当金庫の営業地区内にて事業を営むこと ②地域性、社会性がある事業を営み、事業収入があること | ・運転資金 ・設備資金 | 3,000万円以内 | ・運転資金5年以内 ・設備資金10年以内 | 担保は個別に相談、保証人は原則として理事長1名 | 変動金利 | |

| 所轄庁 | 制度名 | 提携先金融機関 | 創設時期 | 制度創設の趣旨・目的 | 所轄庁による支援等 | 対象 | 資金使途 | 融資額 | 融資期間 | 保証条件 | 金利 | URL |
|-----|-------------------|----------|----------|----------------------------------|---|--|--|----------------------------|---|--|------------------------------|-----|
| 埼玉県 | ソーシャルビジネス支援資金 | 日本政策金融公庫 | 平成27年2月 | 社会的課題の解決を目的とする事業を営む企業を支援するために創設。 | 県と金融機関が「井井」を通じて、社会的課題の解決を目的とする事業を営む方(当該補助金の交付決定を受けている方または過去5年以内)に交付決定を受けている方または過去5年以内)に交付決定を受けている方(当該補助金の交付決定を受けている方)を営む。①「埼玉ソーシャルビジネス」ネットワークで連携。 | 次のいずれかに該当する方 1 NPO法人 2 次のいずれかの要件を満たす方 (1)地方公共団体の補助金等を受けて、社会的課題の解決を目的とする事業を営む方(当該補助金の交付決定を受けている方)または過去5年以内)に交付決定を受けている方(当該補助金の交付決定を受けている方)を営む。②「埼玉ソーシャルビジネス」ネットワークで連携。 | ・運転資金 ・設備資金 | 7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内) | ・運転資金5年以内 (特に必要な場合7年以内) ・設備資金15年以内(特に必要な場合20年以内) | 担保は個別に相談(NPO法人は、利率を0.3%(平成28年3月31日までは0.2%)固定金利)に上乗せしたうえで、代表者保証を免除することができる。)。 | 固定金利 | |
| 埼玉県 | かわしんNPO支援ローン | 川口信用金庫 | 平成26年9月 | 地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人を応援するために創設。 | 県と金融機関が「井井」を通じて、活動目的に沿った活動準備が確実である方、③当金庫の営業地区内において事業を営む方、④当金庫の会員または、委員となっていた方(会員必須) | ①国や自治体等から設立の認証を受け、法人登記を行っている特定非営利活動法人(NPO法人)の方、②「井井」を通じて、活動目的に沿った活動準備が確実である方、③当金庫の営業地区内において事業を営む方、④当金庫の会員または、委員となっていた方(会員必須) | ・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金 | 500万円以内 | ・運転資金5年以内 ・設備資金7年以内 ・つなぎ資金1年以内 | 当金庫所定の審査により決定 | 当金庫所定の利率を適用 | |
| 埼玉県 | あおしんNPOサポートローン | 青木信用金庫 | 平成26年10月 | 地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人を応援するために創設。 | 県と金融機関が「井井」を通じて、活動目的に沿った活動準備が確実である方、③当金庫の営業地区内において事業を営む方、④当金庫の会員または、委員となっていた方(会員必須) | 次のすべてに該当するNPO法人 ・国や自治体等所轄官庁から「特定非営利活動法人」の法人認証を受けている法人 ・安定した事業収入がある、もしくは今後事業収入が見込める法人 ・地域性、社会性がある事業を営む法人 ・当金庫営業地区内で事業を営んでおり、当金庫会員資格を有する法人 | ・運転資金 ・設備資金 ・公的助成金・補助金交付までのつなぎ資金 | 10万円以上500万円以内 | ・運転資金5年以内 ・設備資金10年以内 (据置期間6ヶ月含む) ・公的助成金・補助金交付までのつなぎ資金6ヶ月以内 | 当金庫との協議により決定 | 変動金利(証書貸付の場合)又は固定金利(手形貸付の場合) | |
| 埼玉県 | 地域貢献ローン CS | 飯能信用金庫 | 平成19年4月 | 地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人等を応援するために創設。 | 県と金融機関が「井井」を通じて、活動目的に沿った活動準備が確実である方、③当金庫の営業地区内において事業を営む方、④当金庫の会員または、委員となっていた方(会員必須) | 社会的事業、地域貢献事業、環境美化事業、低炭素社会等の経営高度化・効率化に取り組む地域事業、食糧供給率向上のための地元農業事業等を行う個人又は法人 | ・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金 | 原則1億円以内 | 10年以内 | ・法人の場合は原則代表者のみ ・個人の場合は原則当金庫所定の金利を適用 ・個人事業主の場合は原則不要 | 当金庫所定の金利 | |
| 埼玉県 | 西武ソーシャルビジネス成長応援融資 | 西武信用金庫 | 平成25年9月 | NPOや中小企業を含めたソーシャルビジネスを応援するために創設。 | 県と金融機関が「井井」を通じて、活動目的に沿った活動準備が確実である方、③当金庫の営業地区内において事業を営む方、④当金庫の会員または、委員となっていた方(会員必須) | 当命庫の営業地区内で事業を営んでいる法人及び個人事業主で、下記のすべてに該当する方 ①主たる事業が福祉、教育、環境、まちづくりなどの社会貢献性の高い分野であること ②応募条件確認リスト、事業計画書財務諸表の提出が可能であること | ・運転資金 ・設備資金 | 500万円以内 | ・運転資金6年以内 (据置期間12ヶ月含む) ・設備資金7年以内 (据置期間12ヶ月含む) | ・法人の場合は原則代表者のみ ・個人の場合は原則当金庫所定の金利を適用 ・個人事業主の場合は原則不要 | 固定金利 年0.1% | |

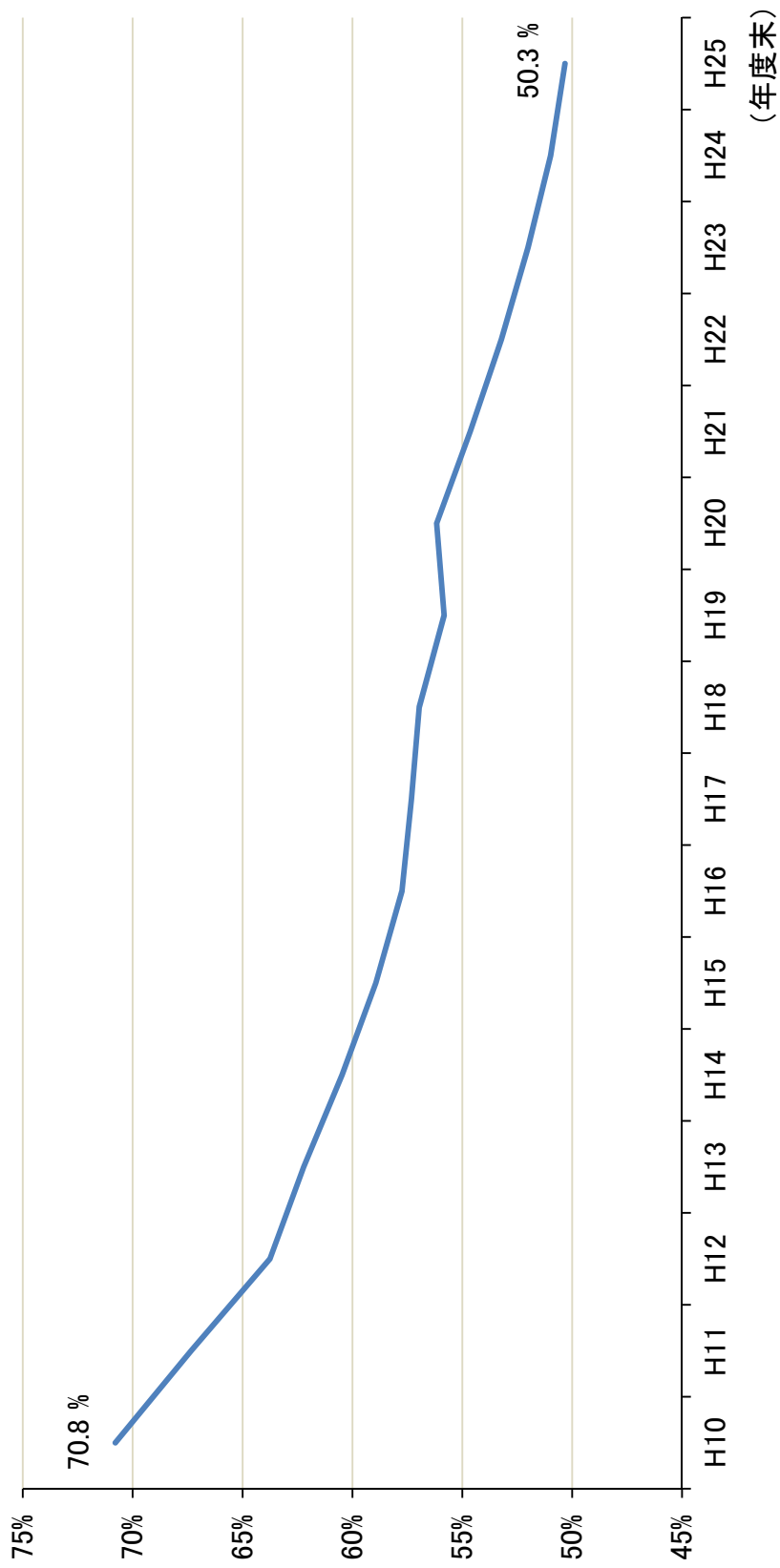
| 所轄庁 | 制度名 | 提携先金融機関 | 創設時期 | 制度創設の趣旨・目的 | 所轄庁による支援等 | 対象 | 資金使途 | 融資額 | 融資期間 | 保証条件 | 金利 | URL |
|---------|------------------|--------------------------|---------|---|---|--|--|---|---|--|--|---|
| 埼玉県 | 西武コミュニケーションズバンク | 西武信用金庫 | 平成15年8月 | NPOや社会福祉法人、認証保育所、商店会などの社会貢献性のある先を応援する目的で創設。 | 県と金融機関が共同で協力を図る。NPO法人の活動の活性化を目的とした会社。NPO法人の活動の活性化を目的とした会社。NPO法人の活動の活性化を目的とした会社。 | 主たる事業所の所在地が当該金融機関の管内にあり、かつ下記の条件のいずれかを満たす方 ①国や自治体等から「特定非営利活動法人」の法人認定を受けた方 ②国や自治体等から「認証保育所」の認定を受けた方 ③コミュニティセンターを創出、充実に努める事業者の団体 ④地域の商店会（商店会の役員が行う商店会活性化を目的とした会社）またはNPO法人を含む等の団体の方 | ①NPO法人設立後の活動資金・設備資金 ②認証および認可保育所の開設資金・設備資金または経費に必要資金 ③コミュニティセンターの創出、充実に努める事業者の団体の活動資金 ④地域の商店会等が行う商店会活性化を目的とした会社の活動資金 | ①無担保1,000万円以内 ②有担保原則、当該金融機関の担保評価額以内の範囲内まで | ①手形貸付…1年以内 ②変動金利…5年以内 ③固定金利…20年以内 | 法人の場合は原則として、代表者・個人事業主の場合は事業承継者 | 当金融庫の金利 ①手形貸付…当金融庫「住宅ローンプラス」の固定金利 ②変動金利…当金融庫の利率変動 ③固定金利…当金融庫「固定金利選択型住宅ローン」の固定金利期間5年・5年・10年の金利を基準に決定 | http://www.wpbank.jp/ |
| 長野県 | 市民活動向け資金業務 | 特定非営利活動法人NPO夢バンク | 平成15年度 | 平成15年当時、県内に200を超えたNPO法人や非営利の活動を行う団体からの意見として、「金融機関等からお金をかかしてもらえない」と言われ、NPO関係者、金融機関ならびに長野県を交えた検討会議の結果、資金業者として融資を行うNPO法人の設立に至った。 | 所轄庁である長野県が貸付原資のうち600万円を無利子貸付し、このほか県内の一部を無利子貸付。 | 長野県内に主たる事務所を置く非営利組織 | ・立ち上げ資金（設備資金含む） ・運営資金 | 無担保上限300万円（立ち上げ資金は原則100万円）、有担保500万円以内 | 5年以内（一括返済は1年以内） ※融資内容により条件により5年以内 | 連帯保証人2名を基本（うち1名は代表者） ※融資内容により異なる | 固定金利 年2.09%以上3.09%以下（1年以内2%、1年超は3%） | http://www.npo-yumebank.org/ |
| 京都府、京都市 | きょうとNPO支援連携融資制度 | 京都信用金庫、京都北都信用金庫、京都中央信用金庫 | 平成25年6月 | NPO法人の事業拡大に伴う運転資金や設備整備資金の需要に配慮するため、京都府、京都市、金融機関及び公益財団法人京都地域創造基金の協働による「きょうとNPO支援連携融資制度」を創設。 | 公益財団法人京都地域創造基金がNPO法人へ助成した利子助成相当額及び公益性審査をはじめとする本制度運用のために必要な経費を、予算の範囲内で補助する。 ・京都府利子助成予算（平成26年度）：177.2万円 ・京都市利子助成予算（平成26年度）：194万円 ※利子補給に係る京都市・京都府負担割合 ・市内に事務所を有するNPO法人：市1/2、府1/2 ・府内に事務所を有するNPO法人で上記以外のもの：府全額負担 | 京都府内に事務所を有し、京都市内にて公益活動を行うNPO法人 ※公益財団法人京都地域創造基金による公益性審査を受ける必要あり | ・運転資金 ・設備整備資金等 | 1法人につき500万円以内 | 5年以内（当初1年間の据置可能） | 連帯保証人は各金融機関の定めによる 担保は原則不要 | 年2.0%（固定） ※京都府及び京都市の補助金を元にした地域創造基金が利子の全部又は一部をNPO法人に助成することにより、借入時の元本が300万円までは実質無利子、300万円超～500万円までは実質金利1% | http://plus-social.com/cn8/kyotobuyushihit.html |
| 島根県 | 島根県特定非営利活動法人支援融資 | 中国労働金庫 | 平成22年5月 | 社会貢献活動を担うNPO法人は、組織規模が小さく、財政基盤が弱い。資金調達に苦勞し、活動拡大の阻害要因となっていることから、県が金融機関に資金を預託し、低利な融資制度を創設することにより、資金調達に苦勞するNPO法人の活動拡大を支援することとした。 | 金融機関への預託による協賛融資。 | 次の条件をすべて満たすNPO法人 ①島根県内に主たる事務所を有していること ②法人格取得後、3年以上活動していること ③融資を受けようとする事業が定款において定められていること ④NPO法第99条に基づき事業報告等の提出を怠っていないこと ⑤NPO法第42条に基づき改善命令を受けしていないこと ⑥県庁を滞納していないこと ⑦金庫の融資審査基準に適合し、確実に返済できる見込みがあること | ・運転資金：1年以内 ・設備資金：5年以内 ・国つなぎ資金：国からの委託金等の支払期日まで | ・運転資金：1年以内 ・設備資金：5年以内 ・国つなぎ資金：国からの委託金等の支払期日まで | 中国労働金庫所定の方法による | ・運転資金及び設備資金：年1.79% ・国つなぎ資金：年1.5% ※ただし、上記は平成26年度の適用金利 | http://www.wpref.shimane.lg.jp/finance/dmnr/nopp/roft/hosin/seesaku/seido/index.html | |

| 所轄庁 | 制度名 | 提携先金融機関 | 創設時期 | 制度創設の趣旨・目的 | 所轄庁による支援等 | 対象 | 資金使途 | 融資額 | 融資期間 | 保証条件 | 金利 | URL |
|------|-----------------------------|--|---------|---|---|---|---|--|---|--|----|-----|
| 山口県 | NPO法人サポート融資事業 | 中国労働金庫(設備・運転つなぎ資金) 山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、救済山口信用金庫、東山口信用金庫(つなぎ資金のみ) | 平成12年6月 | まちづくりや福祉、環境問題など地域の様々な課題に取り組むNPO法人は、地域社会の担い手として重要な役割を果たしているが、総じて規模で財務基盤も脆弱であるため、活動に必要な資金を低利で融資し、NPO法人の安定的な事業運営を支援する。 | 次の条件をすべて満たすNPO法人 1 山口県内に事務所を置くNPO法人で、原則法人格取得後3年以上活動していること 2 融資対象事業が定款に定められており、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与すること認められること 3 融資対象事業を確実に実行することができること 4 自己資金のみでは融資対象事業の実施が困難であること 5 NPO法第29条の事業報告書等が毎年提出されていること 6 事業計画を提出していること 7 つなぎ資金の融資を受けようとするNPO法人にあっては、次の要件のいずれも満たすこと ①行政機関等から委託金等の支払いを1年以内に行うことが確定すること ②取扱金融機関が代理人として委託金等を請求及び受領することについて、当該委託金等を支払う行政機関等の承諾が得られること | ・設備資金 5,000千円 ・運転資金 5,000千円 ・つなぎ資金 5,000千円(ただし、委託金等の額を上限とする。) | ・設備資金5年 ・運転資金1年 ・つなぎ資金1年(ただし、委託金等の支払日を上限とする。) | ・設備資金は金融機関所定の方法による ・つなぎ資金は金融機関所定の方法による(連帯保証人不要。ただし、金融機関が代理人として委託金等を受領することについて委託料等を支払う行政機関の承諾が得られること。) | 年2.0% | http://www.wpref.yamaguchi.jp/cms/a12100/kenkat/npo.support.html | | |
| 大分県 | 大分県地域産業振興資金ややさすライフビジネスイズラ資金 | 大分県信用組合 | 平成6年4月 | 生活・福祉、環境、地域活性化等の領域における生活者を重視した社会性のある事業を支援、育成することにより、「生活大分」の構築を民間、住民レベルから促進するとともに、これらの事業、過疎地域の住民等の起業性や高齢者、高齢者、過疎者の生活の確保を推進する。 | 生活・福祉、環境、地域活性化等の領域における生活者を重視した社会性のある事業を支援、育成することにより、「生活大分」の構築を民間、住民レベルから促進するとともに、これらの事業、過疎地域の住民等の起業性や高齢者、高齢者、過疎者の生活の確保を推進する。 | ・設備資金500万円 ・運転資金500万円 ・NPOつなぎ融資(県等の補助事業を実施する際の補助対象経費で、補助金が交付されるまでに必要な資金)1,000万円 | ・運転資金は5年以上(うち据置1年以上) ・設備資金は7年以上(うち据置1年以上) | 原則として、連帯保証人1人以上 | 大分県信用組合短期プライムレート(年2.175%) 82.308190misc.pdf | http://www.wpref.oita.jp/uploaded/ife/271082.308190misc.pdf | | |
| 鹿児島県 | かごしま共生・協働サポーター融資 | 鹿児島銀行、宮崎銀行、南日本銀行、奄美大島信用金庫、鹿児島信用組合、奄美信用組合、九州労働金庫、宮崎太陽銀行、鹿児島信用金庫 | 平成19年度 | 制度創設のきっかけ 信用面で民間金融機関の融資が受けられないNPO法人に対して、県が損失補償することで、融資を促すことにより、活動を支援する。 目的 共生・協働の地域社会づくりの担い手であるNPO等の活動を支援するため、NPO等の経営基盤の安定・強化に必要な資金を融資する。 | 制度創設のきっかけ 信用面で民間金融機関の融資が受けられないNPO法人に対して、県が損失補償することで、融資を促すことにより、活動を支援する。 目的 共生・協働の地域社会づくりの担い手であるNPO等の活動を支援するため、NPO等の経営基盤の安定・強化に必要な資金を融資する。 | ・運転資金200万円以内 ・つなぎ資金100万円以内 | ・運転資金は5年以上(据置期間6カ月以内) ・つなぎ資金は2年以上(据置1年以上) | 代表者を含めた1名以上の連帯保証人が必要 担保は不要 保証機関の信用保証が必要 | http://www.wkagoshima-pac.jp/jp/center/info/volunteer/zantei/yuuushi-top.html | | | |
| 札幌市 | さっぽろ元気NPOサポートローン | 北海道銀行、北陸銀行、労働金庫(本店営業部)、札幌信用金庫、空知信用金庫、小樽信用金庫、北海道信用金庫、旭川信用金庫、留萌信用金庫、北央信用組合(本店) | 平成16年度 | まちづくりの担い手となることが期待されている市民活動団体が活動に必要な融資を円滑に受けられることができるよう、平成16年度から取扱要綱と細則を定め「さっぽろ元気NPOサポートローン」を実施しており、指定する金融機関に対して利子補給を行うことで金利の緩和を図るとともに、借換回収ができなくなった場合には損失補償を行うこととしている。 | 利子補給(1,000万円以下の融資) ・金融機関の損失補償(市と金融機関の損失補償割合(1年以内)以下=5:5、1年超=8:2)) | ・運転資金500万円以内 ・設備資金(5年以上)500万円以内 ・設備資金(5年超)5,000万円以内 | ・運転資金は原則1年以内(最長3年) ・設備資金は担保なしの場合5年以上以内担保有の場合は10年以内 | ・代表理事1名以上 ・内容によって必要な保証人数を設定 ・不動産に関する融資は担保が必要 ・9年超の設備資金(1,000万円を超過する場合は担保を付ける) | http://www.city.sapporo.jp/shimri/support/loan/01_top.html | | | |

| 所轄庁 | 制度名 | 提携先金融機関 | 創設時期 | 制度創設の趣旨・目的 | 所轄庁による支援等 | 対象 | 資金使途 | 融資額 | 融資期間 | 保証条件 | 金利 | URL |
|-----|---------------------|--|---------|---|--|---|------------------------------------|---------|--|------------------------------------|--|--|
| 川崎市 | 川崎市コミュニティビジネス支援融資制度 | 群馬銀行(横浜支店)・東京都民銀行・横浜銀行(川崎市内の支店に限る)・東京スター銀行・神奈川銀行(川崎支店・中原支店)・徳島銀行(蒲田支店)・横浜信用金庫(川崎支店・平間支店)・半年支店)・かながわ信用金庫(鶴見支店)・湘南信用金庫(矢向支店)・川崎信用金庫・城南信用金庫(川崎市内の支店に限る)・中央労働金庫(川崎支店)(カッコ書きがない場合は、本店、支店、及び支店の所在地は問わず) ※平成26年12月末時点の取扱金融機関 | 平成17年4月 | 特定非営利活動促進法の改正や各自自治体でのNPO法人への支援が広がりをみせる中、当市においてもコミュニティビジネスを営む川崎市内の特定非営利活動法人が事業活動に必要な資金調達の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、地域経済の健全な発展と振興に資することを目的に創設した。 | 中小企業診断士による企業診断及び融資実行後のアフターフォロー(中小企業診断士による企業診断)等実施。 | 川崎市内に主たる事業所を置く設立後1事業年度以上経過しているNPO法人で、コミュニティビジネスを行っている」と市長が認める者 | ・運転資金(市内股) ・設備資金(市内股) ・つなぎ資金 | 1,000万円 | ・運転資金:5年以内(据置6カ月以内を含む) ・設備資金:7年以内(据置6カ月以内を含む) ・つなぎ資金:1年以内(一括返済に限る) | ・原則として、代事業者以外の連帯保証人は不要 ・担保は原則不要 | 年2.8%以内 ※ただし、認定、仮認定及び各例指定を受けたNPO法人は、年2.5%以内 | http://www.city.kawasaki.jp/280/page/000/0017836.html |
| 広島市 | 広島市NPOの活動支援融資制度 | 広島県信用組合・中国労働金庫 | 平成16年度 | 営利を目的としない社会貢献活動を行うNPO法人は、資金的・物的・人的に活動基盤が脆弱である。このため、資金調達が困難な特定非営利活動法人に対して、団体運営や活動に必要な資金を低利で融資することにより、特定非営利活動の安定及び発展に資することを目的とする。 | 金融機関への原資の預託による協賛融資。 | 次の条件をすべて満たすNPO法人 ①広島市内に「主たる事務所」を有していること ②NPO法の規定による事業報告書などの所轄庁への提出義務を怠っていないこと ③NPO法の規定による改選命令を履行していること ④市税を滞納していないこと ⑤専任団員関係の融資審査基準に適合し、返済が確実にできる見込みがあること ⑦その他、運営が著しく適正を欠くと認められるものでないこと | ・運転資金 ・設備資金 | 500万円以内 | ・運転資金は3年以内 ・設備資金は7年以内 | 取扱金融機関の所定の方法による | 固定金利(有担保:年1.6%、無担保:年2.0%) ※金融情勢の変化等により利率が変更となる可能性あり | http://www.city.hiroshima.lg.jp/contents/0000000000/1111103478740/index.html |

(出所)平成27年1月に実施した各所轄庁への照会結果より内閣府作成。
(備考)融資要件等の詳細は各所轄庁又は各金融機関に問い合わせのこと。

【図2-23】 信用金庫の預貸率の推移



(出所) 信金中金地域・中小企業研究所「信用金庫統計」より内閣府作成。

【図2-24】全国の主なコミュニティ財団・市民ファンド

平成27年3月現在

| 団体名 | 住所 | 助成実績(千円) (期間) | 設立年月 | ホームページ URL |
|--|--------------------------------|------------------------------|----------|--|
| NPO法人 北海道NPOファンド | 北海道札幌市東区北6条東3丁目3-1 LC北六条館6階 | 2,670 (25.10.1～26.9.30) | 平成11年 | http://www.hokkaido-npofund.jp/ |
| 一般財団法人 青い森地域創造基金 | 青森県青森市新町1丁目13-7 和田ビル2階 | 300 (24.5.11～25.3.31) | 平成24年5月 | http://www.a-ccf.org/ |
| みんなみんファンド (NPO法人 せんだい・みやぎNPOセンター内) | 宮城県仙台市青葉区大町2-6-27 岡元ビル7階 | 9,650 (25.7.1～26.6.30) | 平成15年7月 | http://www.minmin.org/sss/ |
| 公益財団法人 地域創造基金さなぶり | 宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル303 | 258,338 (25.1.1～25.12.31) | 平成23年6月 | http://www.sanaburifund.org/ |
| 認定NPO法人 あきたスギッチファンド | 秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24-2 (遊学舎内) | 10,326 (24.4.1～25.3.31) | 平成21年3月 | http://www2.akita-kenmin.jp/~akita-npo-fund/ |
| いばらき未来基金 (認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ内) | 茨城県水戸市梅香2-1-39 茨城県労働福祉会館2階 | 0 (25.4.1～26.3.31) | 平成24年10月 | http://ibaraki-mirai.org/index.html |
| とちぎコミュニティ基金 (認定NPO法人 とちぎボランティアネットワーク内) | 栃木県宇都宮市埜田2-5-10 共生ビル1階 | 700 (25.4.1～26.3.31) | 平成20年4月 | http://www.tochicom-i.org/ |
| NPO法人 ぐんま応援ファンド | 群馬県太田市市田堀町265-8 | 0 (25.7.18～25.9.30) | 平成25年7月 | http://www.lovegunma.com/ |

| 団体名 | 住所 | 助成実績(千円) (期間) | 設立年月 | ホームページ URL |
|--|---------------------------------|----------------------------|----------|---|
| 公益財団法人 ちばのWA地域づくり基金 | 千葉県千葉市美浜区真砂5丁目21番12号 | 2,000 (25.4.1～26.3.31) | 平成12年 | http://chibanowafund.org/ |
| NPO法人 市民社会創造ファンド | 東京都中央区日本橋堀留町1-4-3 日本橋MIビル1階 | 6,074 (24.10.1～25.9.30) | 平成14年4月 | http://civilfund.org/ |
| 草の根市民基金・ぐらん (認定NPO法人 まちぽっと内) | 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル501号室 | 3,500 (23.4.1～24.3.31) | 平成5年 | http://citizensfund-grand.org/ |
| 認定NPO法人 高木仁三郎市民科学基金 | 東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4階 | 11,550 (24.4.1～25.3.31) | 平成12年12月 | http://www.takagifund.org/ |
| 認定NPO法人 市民ファンドゆめの芽 | 神奈川県相模原市中央区富士見6-6-1 大賀ビル204 | 1,849 (24.4.1～25.3.31) | 平成17年5月 | http://yumenome.com/ |
| 公益財団法人 かながわ生き生き市民基金 | 神奈川県横浜市港北区新横浜2-2-15 パレアナビル6階 | 4,514 (25.7.25～26.3.31) | 平成25年4月 | http://www.lively-citizens-fund.org/ |
| にいがたNPO基金 (認定NPO法人 くびき野NPOサポートセンター内) | 新潟県上越市高土町1丁目8-7 大島NSビル2階 | 1,200 (25.4.1～26.3.31) | 平成24年4月 | http://www.npo-foundation.com/index.php |
| 一般財団法人 富士吉田みんなの貯金箱財団 | 山梨県富士吉田市下吉田5263 | — | 平成25年8月 | http://fpbf.jp/ |

| 団 体 名 | 住 所 | 助成実績(千円) (期間) | 設立年月 | ホームページ URL |
|--------------------------------------|---|----------------------------|----------|---|
| 認定NPO法人 長野県みらい基金 | 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎1階 | 2,900 (25.4.1～26.3.31) | 平成25年2月 | http://www.mirai-kikin.or.jp/receive/program.php |
| ぎふハチドリ基金 (NPO法人 ぎふNPOセンター内) | 岐阜県岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎3階 | 1,531 (25.4.1～26.3.31) | 平成24年7月 | http://gifunpo-fund.org/index.html |
| 地域若者応援ファンド (NPO法人 G-net内) | 岐阜県岐阜市吉野町6-2 ブラザービル2階 | — | 平成24年 | http://chiiki-fund.blogspot.jp/ |
| 一般財団法人 ふじのくに未来財団 | 静岡県静岡市葵区一番町50番地 | — | 平成26年9月 | http://www.fff.gr.jp/notice/ |
| 公益財団法人 あいちコミュニティ財団 | 愛知県名古屋市中区代官町39-18 日本陶磁器センタービル5階5-D号室 (NPO法人 中部リサイクル運動市民の会内) | 7,060 (25.4.1～26.3.31) | 平成25年4月 | http://aichi-community.jp/ |
| 公益財団法人 ささえあいのまち創造基金 | 三重県四日市市萱生町1200 四日市大学内9401室 | 0 (26.2.6～26.3.31) | 平成24年12月 | http://mie-ssb.jp/ |
| 未来ファンドおうみ (公益財団法人 淡海文化振興センター内) | 滋賀県大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海2階 | 4,241 (25.4.1～26.3.31) | 平成23年4月 | http://www.ohmi-net.com/category/1478223.html |
| 公益財団法人 京都地域創造基金 | 京都府京都市上京区河原町通丸太町上る 出水町284番地 | 32,179 (25.4.1～26.3.31) | 平成21年3月 | http://www.plus-social.com/ |

| 団体名 | 住所 | 助成実績(千円) (期間) | 設立年月 | ホームページ URL |
|--|---|-----------------------------|----------|---|
| 公益財団法人 信頼資本財団 | 京都府京都市上京区大門町253 風伝館 | 61,749 (25.1.1～25.12.31) | 平成21年1月 | http://shinrai.or.jp/subsidy/ |
| 公益財団法人 大阪コミュニティ財団 | 大阪府大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所ビル5階 | 82,511 (25.4.1～26.3.31) | 平成3年11月 | http://www.osaka-community.or.jp/ |
| 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団 | 兵庫県神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル3階 | — | 平成25年6月 | http://hyogo.communityfund.jp/ |
| NPO法人 しみん基金・こうべ | 兵庫県神戸市中央区旭通1-1-1-203 | 3,040 (25.4.1～26.3.31) | 平成12年1月 | http://www.stylebuilt.co.jp/kikin/ |
| NPO法人 ソーシャル・デザイン・ファンド (英語表記: Social Design Fund) | 兵庫県宝塚市野上3丁目12番50号 ネバーランド逆瀬川野上115号(金森方) | 0 (25.6.1～26.5.31) | 平成18年1月 | http://voluntary.jp/portal/sdf/portal.index |
| 公益財団法人 わかやま地元力応援基金 | 和歌山県和歌山市美園町5丁目6-12 | — | 平成24年10月 | http://jimotofund.jp/ |
| 公益財団法人 みんなのできる財団おやかやま | 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ2階(ゆうあいセンター内) | 1,661 (25.4.1～26.3.31) | 平成24年9月 | http://mintuku.jp/ |
| 公益財団法人 コミュニティ未来創造基金ひろしま | 広島県広島市中区八丁堀3-1 幟会館2階(ひろしまNPOセンター内) | — | 平成25年4月 | http://hiroshima-fund.jimdo.com/ |

| 団体名 | 住所 | 助成実績(千円) (期間) | 設立年月 | ホームページ URL |
|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|---------|--------------------------------------|
| 公益財団法人 佐賀未来創造基金 | 佐賀県佐賀市唐人2-5-12 TOJIN茶屋3階 | 11,907 (25.11.1～26.3.31) | 平成25年4月 | http://saga-mirai.jp/ |
| 仮認定NPO法人 NPOながさき | 長崎県長崎市大浦町7-22 コーポおおうら3階 | 0 (25.7.1～26.6.30) | 平成14年5月 | http://npo-nagasaki.jp/ |
| 公益財団法人 おおいた共創基金 (めじろん共創応援基金) | 大分県大分市西新地1-3-5 サンビル1階 | 297 (25.10.1～26.3.31) | 平成25年1月 | http://www.mejiron.org/ja/jimukyoku/ |
| 公益財団法人 ネイチャリング財団 | 鹿児島県鹿児島市吉野町3221-5 | 0 (25.4.1～26.3.31) | 平成12年3月 | http://www.naturing.org/ |
| 公益財団法人 みらいファンド沖縄 | 沖縄県那覇市首里当蔵町1-11-20 新垣ビル1階101号室 | 2,384 (25.4.1～26.3.31) | 平成22年4月 | http://miraifund.org/ |

(出所)(公財)京都地域創造基金作成資料及び各団体の活動計算書・事業報告書等より内閣府作成。
(備考)助成実績について、数字が入っていない部分は、決算未到来又は情報が入りできなかったもの。
各団体の助成制度等詳細は、各団体に問い合わせのこと。

【図2-25】NPOバンクの現状

2014年3月31日現在

| 組織名 | 地域 | 設立年 | 融資対象 | 出資金 (千円) | 融資 累計 (千円) | 融資 残高 (千円) | ホームページ URL | 備考 | |
|------------------------------|------|------|----------------------------------|-------------|------------------|------------------|-------------------------------------|--|---|
| | | | | | | | | (融資制度) | (出資金 以外の融 資原資) |
| 未来バンク事業組合 | 全国 | 1994 | 環境、福祉、市民事業 | 158,248 | 1,062,291 | 56,022 | http://www.geocities.jp/mirai_bank/ | 金利:2% 上限:300万円 最長5年 | — |
| 女性・市民コミュニティバンク | 神奈川県 | 1998 | 神奈川県内在住の出資者の団体、個人(対象は限定) | 114,180 | 554,465 | 58,762 | http://www.wccsj.com/ | 金利:1.8~5.0% 上限:1,000万円 最長5年 | — |
| NPO法人北海道、NPOバンク事業組合 | 北海道 | 2002 | NPO団体、ワーカーズ・コレクティブ(※1) | 43,474 | 339,270 | 32,475 | http://npobank.dosanko.org/ | 金利:2~5% 上限:200万円 最長2年 | 寄附 710万円 |
| NPO法人NPO夢バンク、NPO夢バンク事業組合(※2) | 長野 | 2003 | 長野県内に主たる事務所をおく非営利組織 | 13,780 | 259,950 | 38,744 | http://www.npo-yumebank.org/ | 金利:2~3% 上限:500万円 最長5年 | 寄附金 3,527万 円 無利息借 入金 3,000万 円 |
| 東京コミュニティバンク | 東京 | 2003 | 東京都内の特定非営利活動法別表に該当する分野で活動する団体 | 95,750 | 254,338 | 30,613 | http://www.tokyo-cpb.org/ | 金利:1.5~2.5% 上限:1,000万円 最長5年 | 融資累計 は社会的 投資(出 資金) 2,300万 円を含む |
| ap bank(正式名:(一社)APバンク) | 全国 | 2003 | 自然エネルギーなどの環境を対象にしたプロジェクト | 非公開 | 208,460 | 非公開 | http://www.apbank.jp/ | 休止中。融資累計は2007/12現在 | — |
| コミュニティ・ユースバンクmomo | 東海 | 2005 | NPO法20分野のNPO法人、個人事業主、任意団体、株式会社など | 51,726 | 104,950 | 21,179 | http://www.momobank.net/ | 金利:2.5% (つなぎ融資 2.0%) 上限:500万円(原則) 最長3年(原則) | — |

(※1)ワーカーズ・コレクティブとは、雇う—雇われるという関係ではなく、働く者同士が共同で出資して、それぞれが事業主として対等に働き、地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化する協同組合を指す。

(※2)NPO夢バンクは融資残高が出資金を上回っているが、これは出資金以外の融資原資によるものである。

| 組織名 | 地域 | 設立年 | 融資対象 | 出資金 (千円) | 融資 累計 (千円) | 融資 残高 (千円) | ホームページ URL | 備考 | |
|------------------|------------|-----------------|--|-------------|------------------|------------------|--|--|------------------------|
| | | | | | | | | (融資制度) | (出資金 以外の融 資原資) |
| 天然住宅バンク | 全国 | 2008 | NPO法20分野のNPO法人または個人 | 64,520 | 53,104 | 12,797 | http://www.tennenbank.org/ | 金利:0~2.0% 上限:300万円 最長10年 | — |
| もやいバンク福岡 | 福岡県とその近隣地域 | 2009 | 福岡県内および近隣地域で活動するNPOや社会起業家など | 13,160 | 30,220 | 10,263 | http://moyai-bank.org/ | 金利:1.5~3.0% 上限:300万円 最長5年 | — |
| (公財)信頼資本財団 | 全国 | 2009 | 個人、法人不問。法人格不問。活動地域(国)不問。 | 0 | 75,570 | 21,406 | http://www.shinrai.or.jp/ | 金利:0% 上限:300万円 最長2年 | 寄附 |
| ピースバンクいしかわ | 石川 | 2010 | 石川県内で活動するNPO法20分野の活動をすNPO法人、個人事業主、任意団体など | 10,631 | 20,207 | 5,930 | http://piecebank.net/ | 金利:3.0%(つなぎ融資1.0~3.0%) 上限:300万円 最長5年 | — |
| (公社)難民起業サポートファンド | 全国 | 2010(公益認定:2012) | 日本在住の難民による事業 | 3,000 | 1,500 | 1,000 | http://espre.org/ | 金利:3.0~7.5% 上限:100万円 最長5年 | 寄附金及び事業収益(出資金の欄は基金の残高) |
| はちどりBANK@とやま | 富山 | 2011 | 富山県内に事業所のある個人/団体、もしくは富山県内を活動の対象とする個人/団体 | 7,710 | 3,500 | 2,000 | http://hachidori-bank.com/ | 金利:1~2.5% 上限:300万円 最長3年 | — |
| (一社)ムトス飯田市民ファンド | 飯田 | 2008 | 主たる事業所が飯田市内にある特定非営利活動法人 | 7,001 | 13,000 | 0 | http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/6/mutosu-found.html | 金利:無利子 上限200万円 (最長1年) 100万円(最長2年) | 寄附金 200万円 |
| 計 | | | | 583,180 | 2,980,825 | 291,191 | | | |
| 対前年比 | | | | 99.4% | 109.5% | 115.6% | | | |

(出所)全国NPOバンク連絡会ホームページ掲載資料より内閣府作成。

【図2-26】 地域金融機関と様々な支援機関のネットワークの事例

＜共助社会づくりのための活動資金調達支援ネットワーク(埼玉県の取組)＞

○平成25年11月より、新たな需要、雇用、資金循環を生み出すことで地域の課題を解決し活性化するため、金融機関、専門家(大学教授、市民コミュニティ財団)、行政(県)などによる勉強会を6回にわたり開催。内閣府からも出席。

○その後、勉強会を発展させて、平成26年8月より、共助のモデル事例、新たな資金循環の先進事例、社会的投資の評価などの情報を共有することにより、多様で新たな資金調達の仕組みを創出するなどの具体的な取組を生み出していく場として、「共助社会づくりのための活動資金調達支援ネットワーク」を立ち上げ。

○平成26年7月・12月に各金融機関と埼玉県が「共助社会のための協力の協定」を締結、各金融機関はNPO ローンの商品化や地域の共助活動を推進。

共助社会づくりのための活動資金調達支援ネットワーク

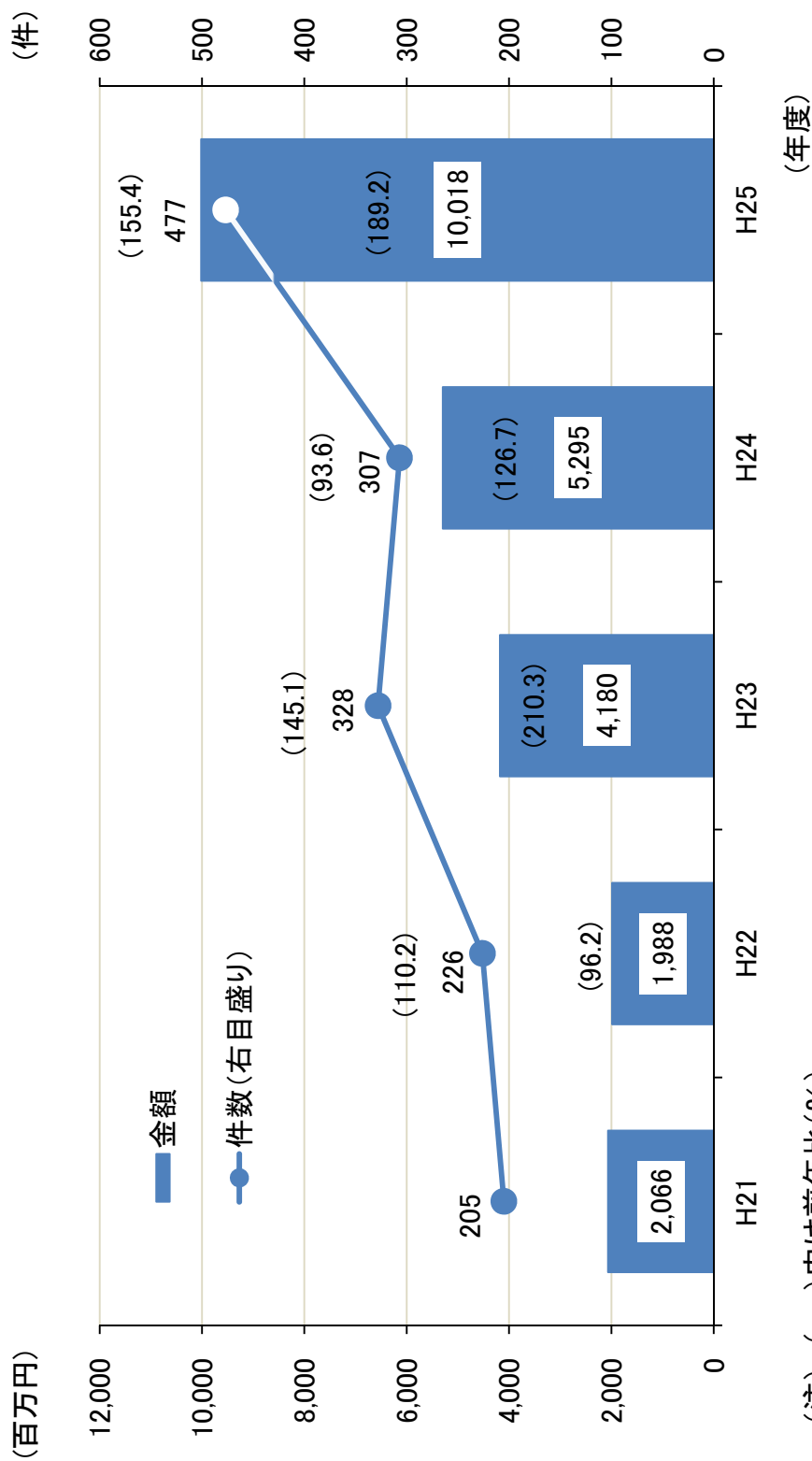
| | | | | | | | |
|----------|-----------|----------|------------|----------|-----------|-------------|------------|
| 埼玉りそな銀行 | 武蔵野銀行 | 埼玉縣信金 | 日本政策金融公庫 | 川口信金 | 青木信金 | 飯能信金 | 西武信金 |
| 従業員が共助活動 | 行員が共助人材登録 | 全支店で共助活動 | 全店に支援デスク設置 | 地元密着共助活動 | 支店を活動の場開放 | 世代に合わせた地域貢献 | 職員が全員共助仕掛人 |

NPOローンの商品化・貸付の推進

NPOに関する研修実施(県・内閣府から講師派遣)

地域の課題解決・地域活性化

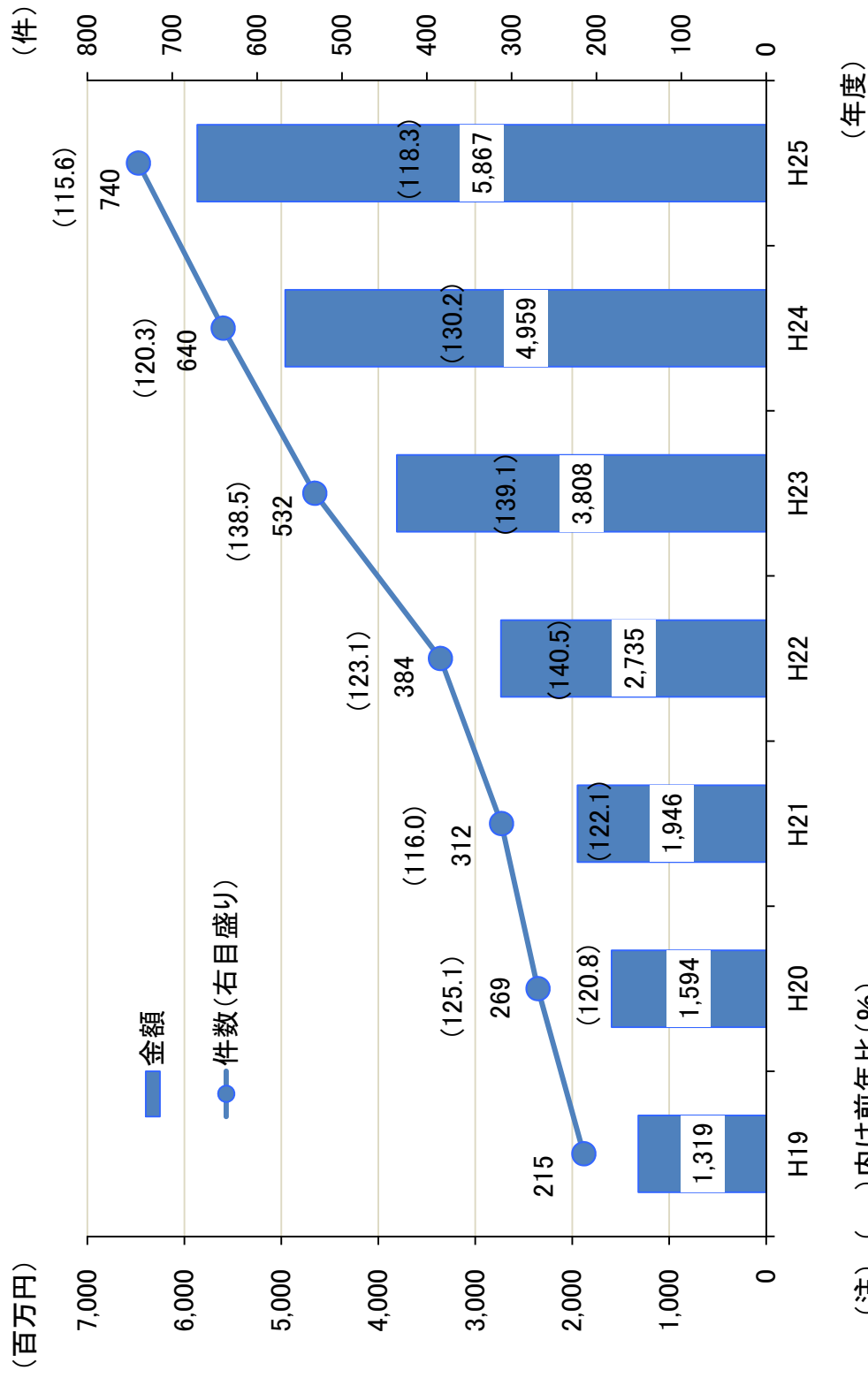
【図2-27】 信用金庫によるコミュニティ・ビジネスを行うNPO等への融資実績推移



(注) ()内は前年比(%)

(出所)(一社)全国信用金庫協会ホームページ掲載資料より内閣府作成。

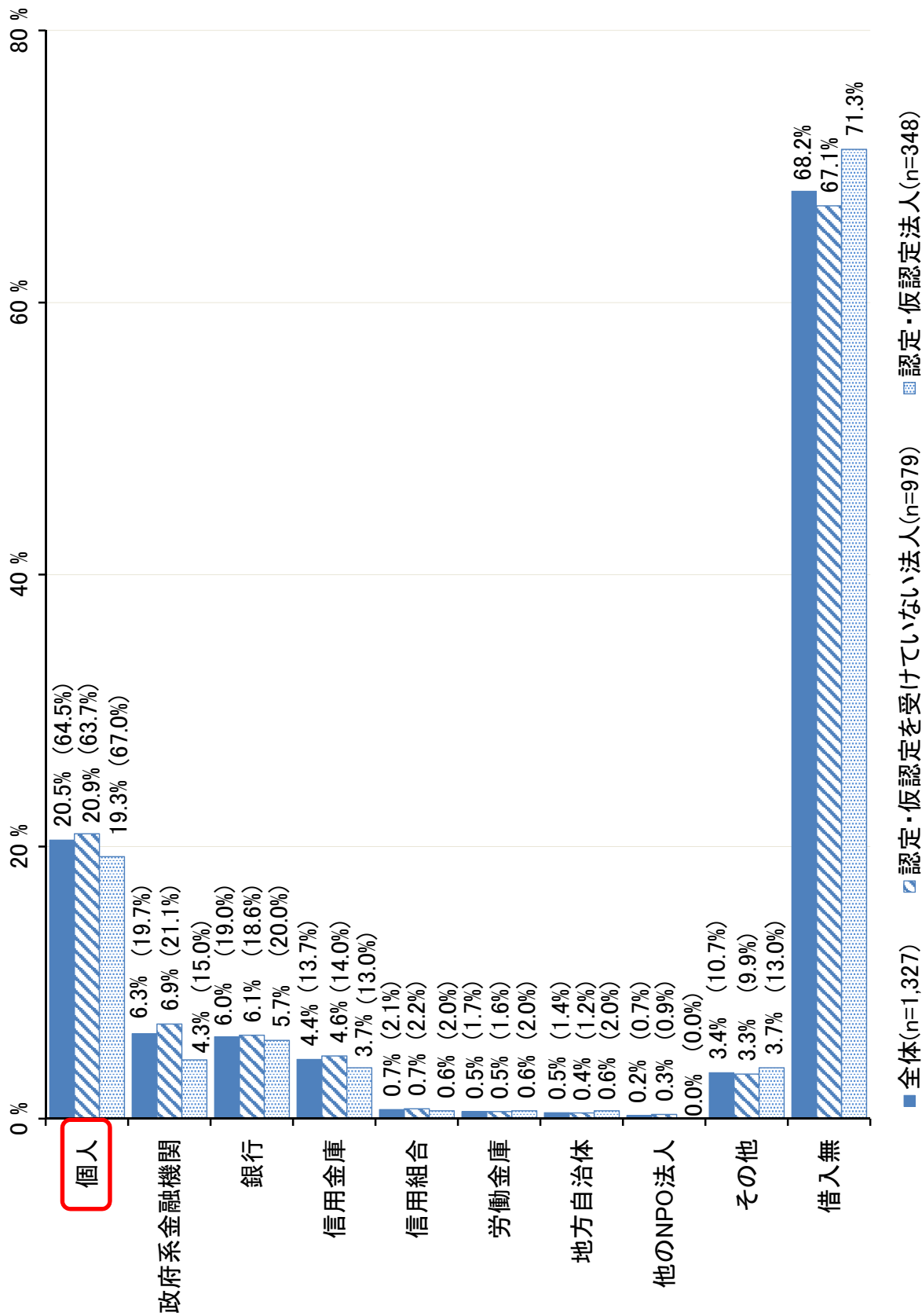
【図2-28】日本政策金融公庫によるNPO法人向け融資実績推移



(注) ()内は前年比(%)

(出所) (株)日本政策金融公庫ホームページ掲載資料より内閣府作成。

【図表2-29】NPO法人の借入先 (n=1,327) (複数回答)
 ※括弧内は借入のある法人内で占める割合



(出所)内閣府 平成26年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」より。

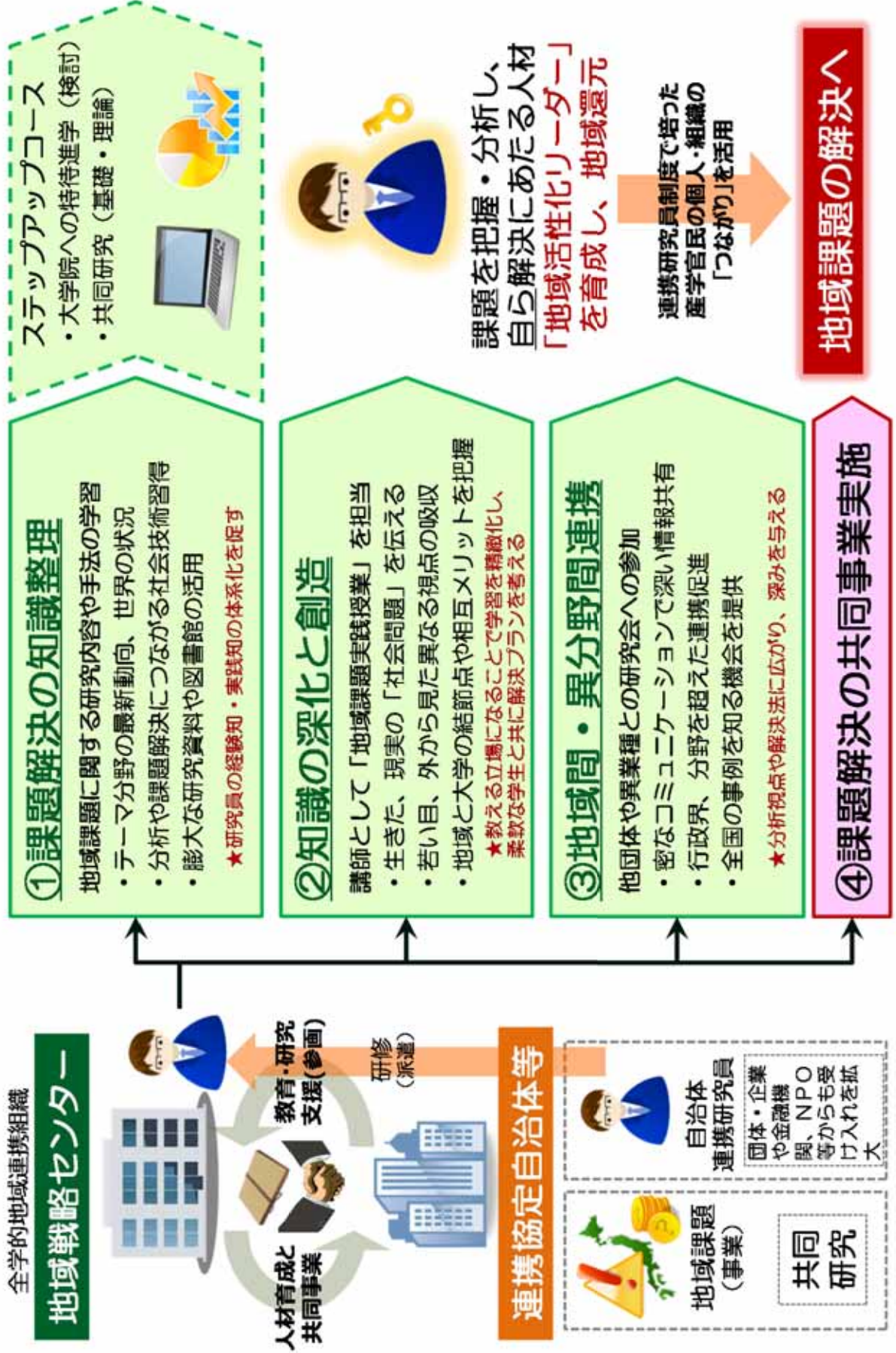
【図2-30】 大学地域貢献度ランキング

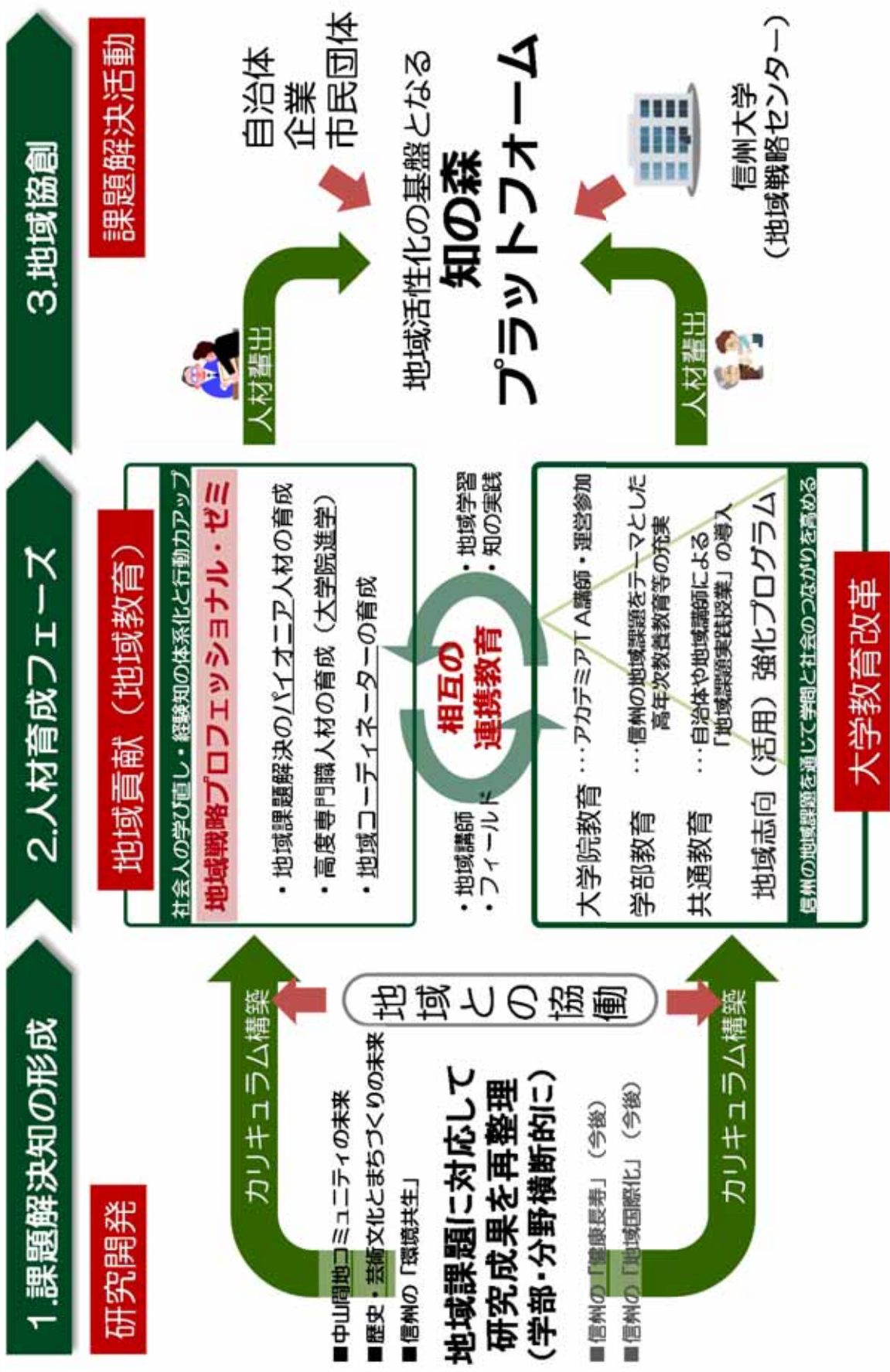
| 2013 順位 | 2012 順位 | 2011 順位 | 大 学 名 | 国公私別 | 本部所在 | 地(知)の拠点整備事業 採択大学(※) |
|------------|------------|------------|---------|------|---------|------------------------|
| 1 | 1 | 2 | 信州大学 | 国立 | 長野県松本市 | ○ |
| 2 | 2 | 2 | 宇都宮大学 | 国立 | 栃木県宇都宮市 | ○ |
| 3 | 5 | 11 | 岩手大学 | 国立 | 岩手県盛岡市 | ○ |
| 4 | 11 | 5 | 茨城大学 | 国立 | 茨城県水戸市 | ○ |
| 5 | 7 | 4 | 群馬大学 | 国立 | 群馬県前橋市 | |
| 6 | 4 | 14 | 長野大学 | 私立 | 長野県上田市 | |
| 7 | 3 | 1 | 北九州市立大学 | 公立 | 福岡県北九州市 | |
| 8 | 12 | 9 | 大阪市立大学 | 公立 | 大阪府大阪市 | ○(共同申請) |
| 9 | 6 | 17 | 松本大学 | 私立 | 長野県松本市 | ○ |
| 10 | 14 | 15 | 横浜市立大学 | 公立 | 神奈川県横浜市 | ○ |

(出所) 日経グローバルNo.232(日本経済新聞社産業地域研究所調)及び文部科学省資料より内閣府作成。

(※)「地(知)の拠点整備事業」とは、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を支援することで、大学のガバナンス改革と機能別分化を推進し、地域再生・活性化の核となる大学を形成することをねらいとして、文部科学省が実施している事業。
平成25・26年で計77件が採択されている。

【図2-31】 地域課題解決のための専門家育成プログラムの事例

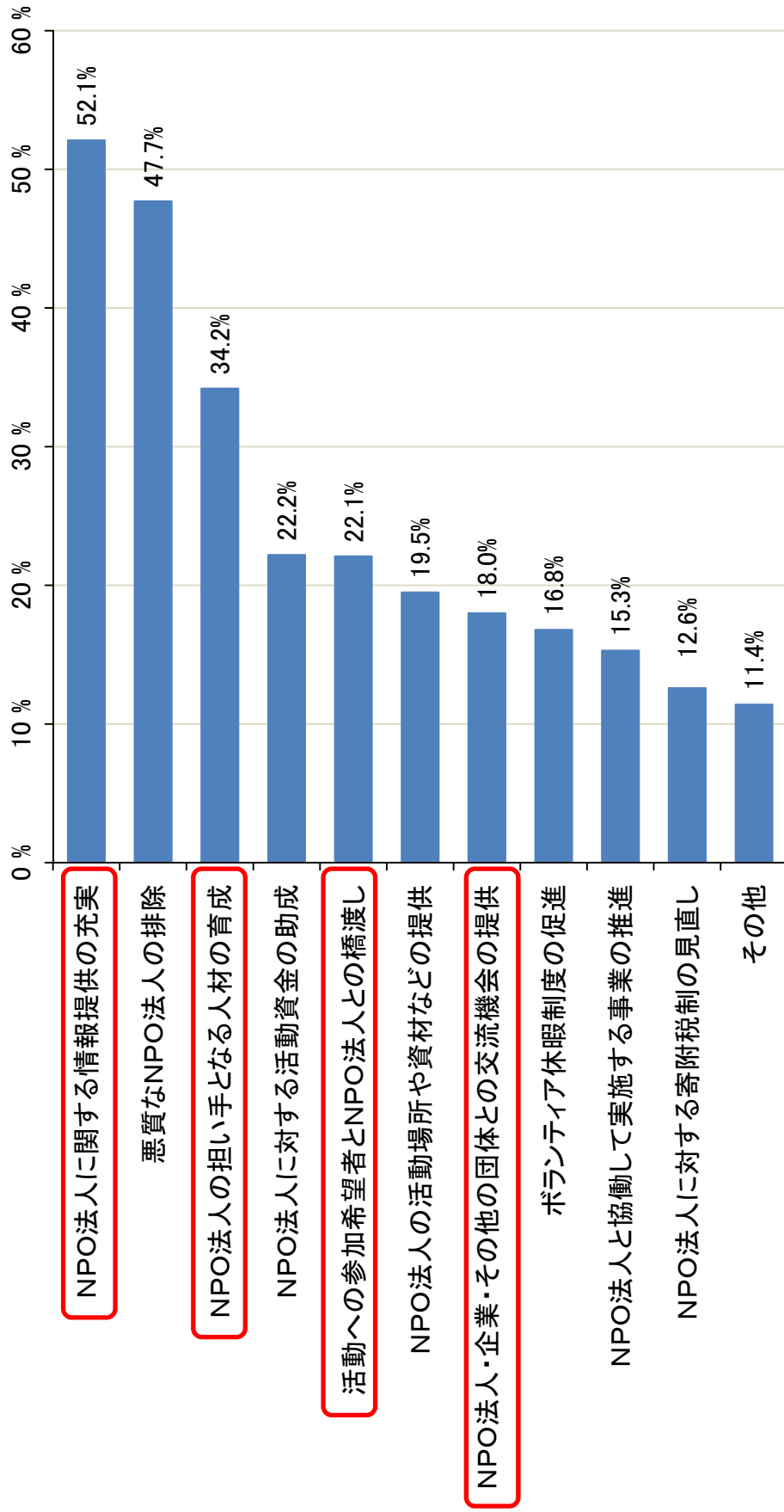




(出所) 第6回共助社会づくり懇談会メンバーによる意見交換会 林靖人氏 (信州大学地域戦略センター准教授) 提出資料より。

【図2-32】行政に対する要望（複数回答）

Q. NPO法人の活動が一層活発になるためには、国や地方公共団体はどのような施策に重点を置くべきだと思いますか。

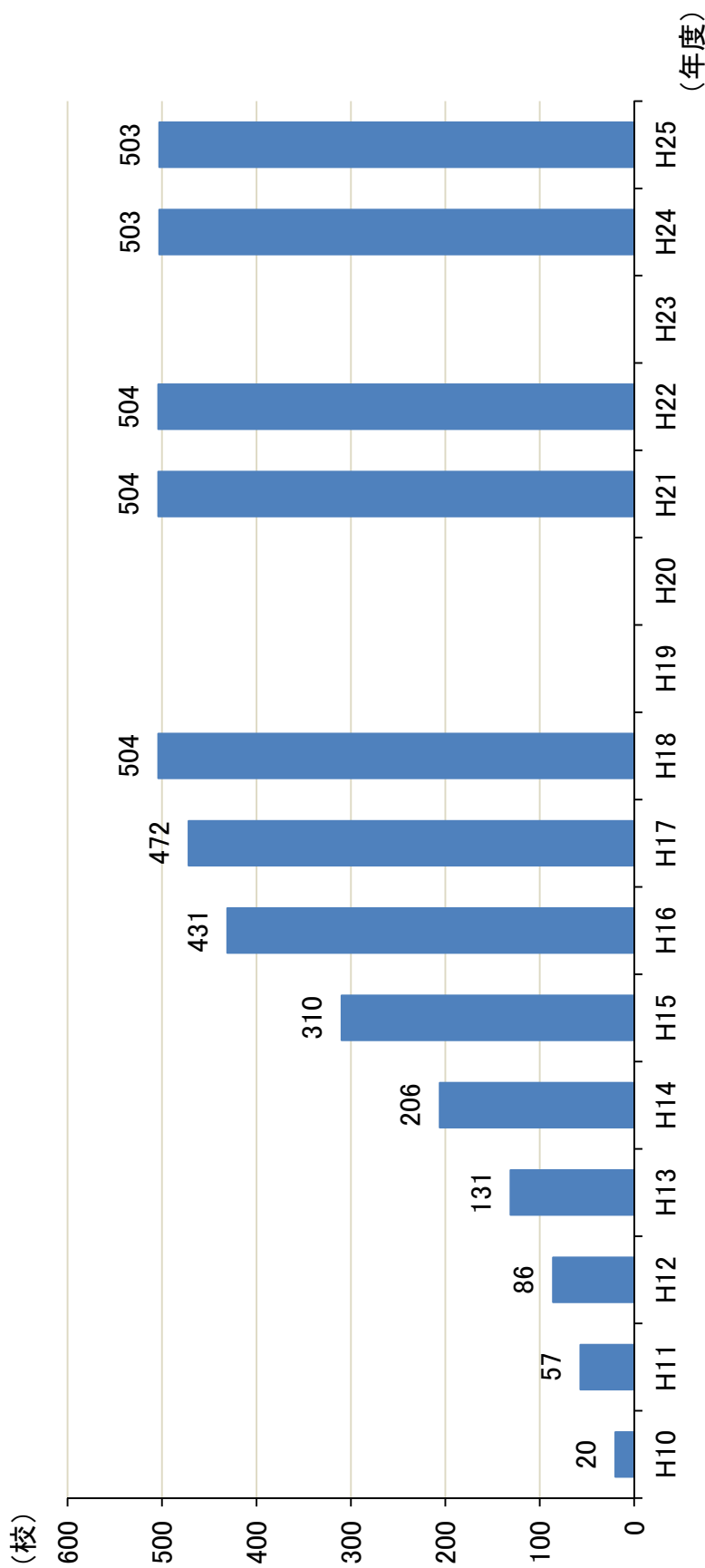


（出所）内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より。

【図2-33】 行政とNPO等・企業・金融機関などとの人材交流・連携の事例

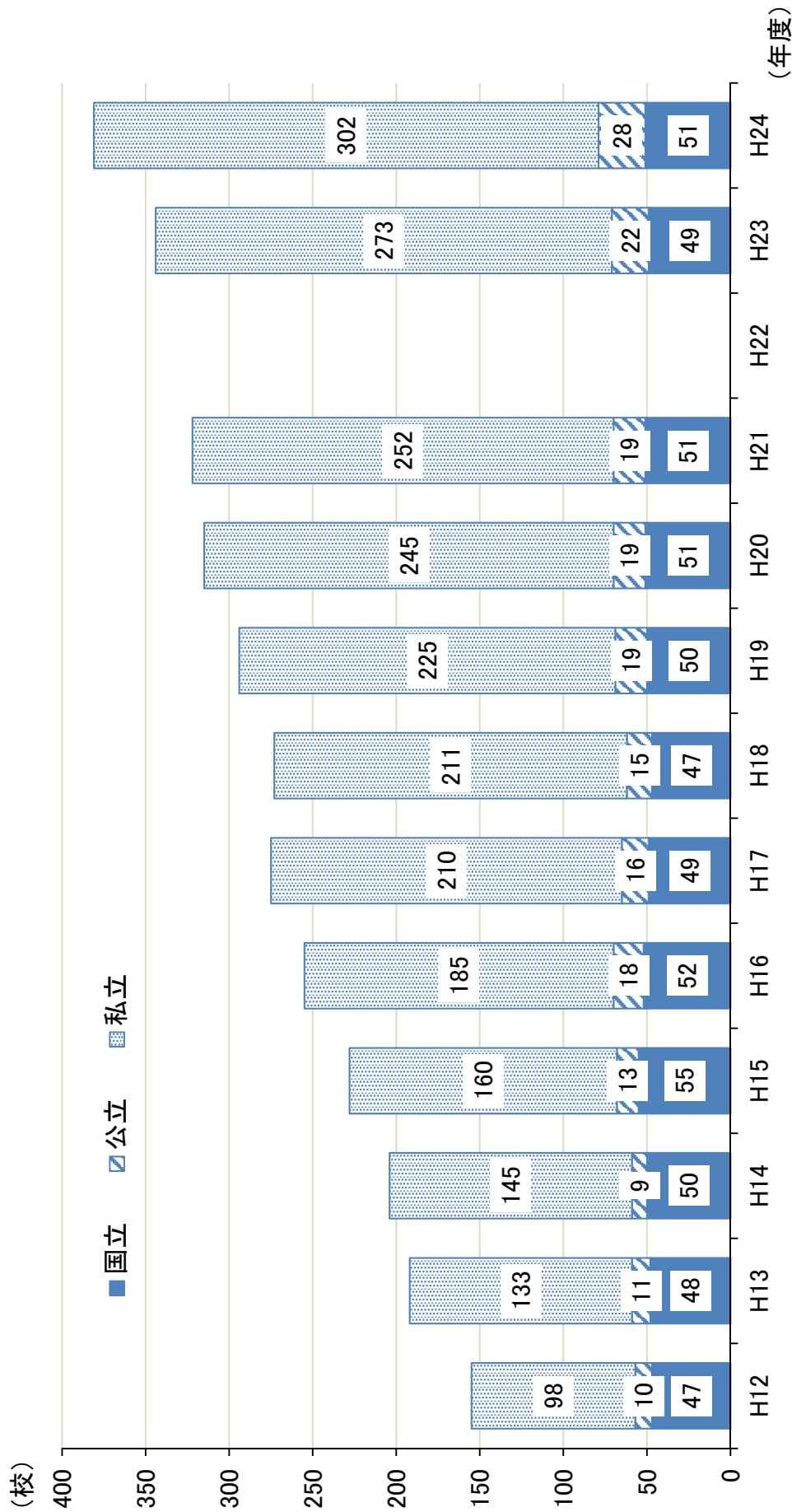
| 取組主体 | 取組内容 |
|---|--|
| 京都府、(特活)京都NPOセンター、(公財)京都地域創造基金 | 人材の相互交流を実施している。 |
| 全国の自治体、(認特)日本NPOセンター | 日本NPOセンターが全国の自治体から職員研修を受け入れている。 |
| 京都府、京都市、(株)京都銀行、京都信用金庫 京都北都信用金庫、京都中央信用金庫 (公財)京都地域創造基金 | 京都府と京都市の補助を財源に支払分子分の全部又は一部を助成する「きょうとNPO支援連携融資制度」を、協働で運営している。 |
| 埼玉県、(株)埼玉りそな銀行、(株)武蔵野銀行 埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫 飯能信用金庫、西武信用金庫、(株)日本政策金融公庫 | 「共助社会づくりのための活動資金調達支援ネットワーク」を立ち上げNPOローンの商品化や地域の共助活動を推進している。 |
| 米沢市、山形県、川西町教育委員会 (株)荘内銀行、米沢信用金庫、米沢商工会議所 (株)タカハタ電子、(株)ニューメディア、エナックス(株) (株)後藤組、山形大学、米沢工業高等学校 等 | 「米沢ビジネスネットワークオフィス」を設立し、地域の課題等を共有し解決方法を議論、ビジネスモデルを創出している。 |

【図2-34】 ボランティア活動等に係る学修の単位認定実施学校数の推移



(出所) 文部科学省「高等学校教育の改革に関する推進状況」等より内閣府が作成。平成19・20・23年度は調査を実施していない。
 (備考)「ボランティア活動等に係る学修等」には、(1)ボランティア活動、(2)就業体験(インターンシップ)、(3)スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたものに係る学修を含む。

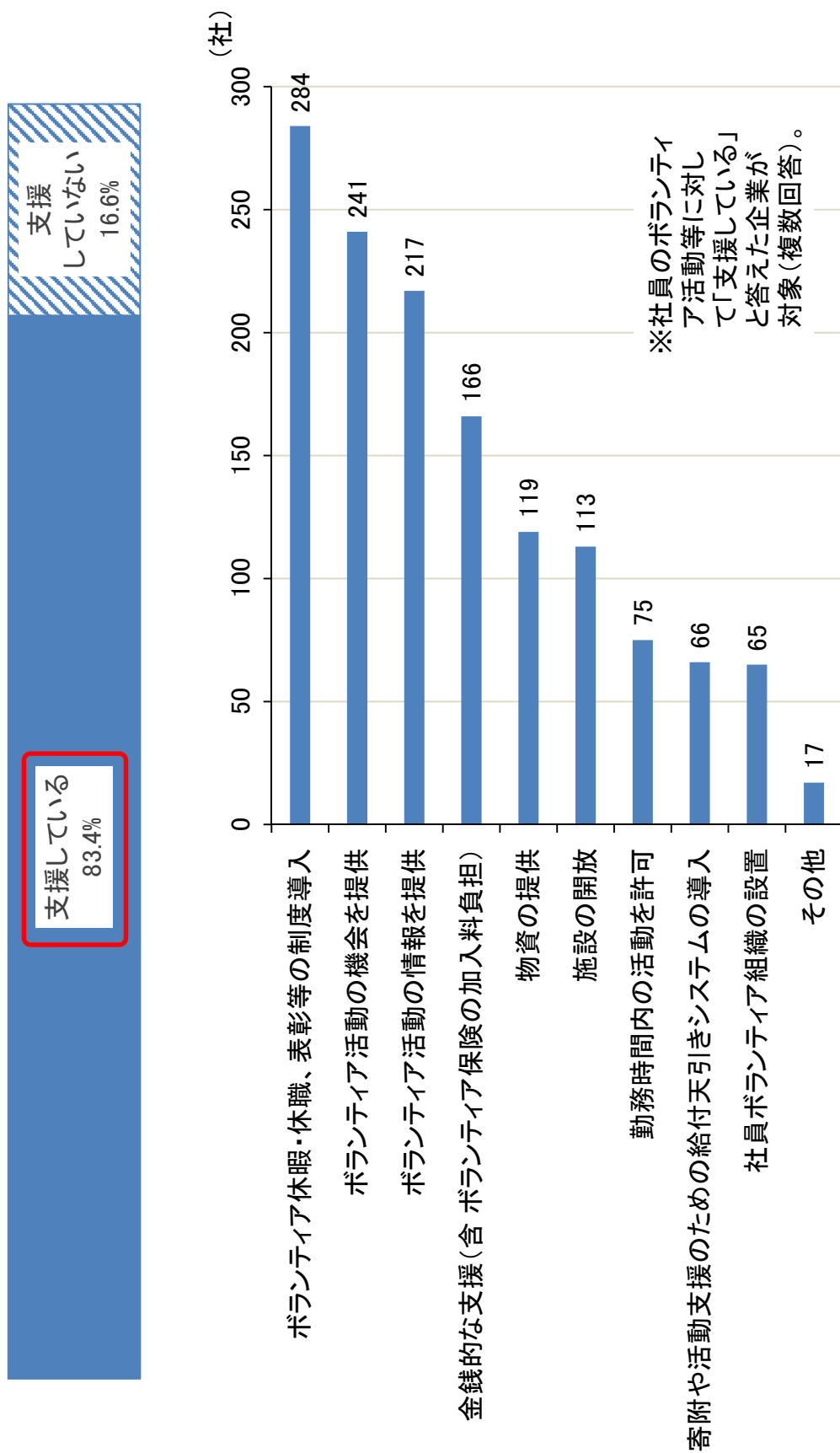
【図2-35】学部段階においてボランティア活動を取り入れた授業科目を開講している大学数の推移



(出所)文部科学省「大学における教育内容等の改革状況等について」より内閣府が作成。平成22年度は東日本大震災の影響を考慮し、調査を実施していない。

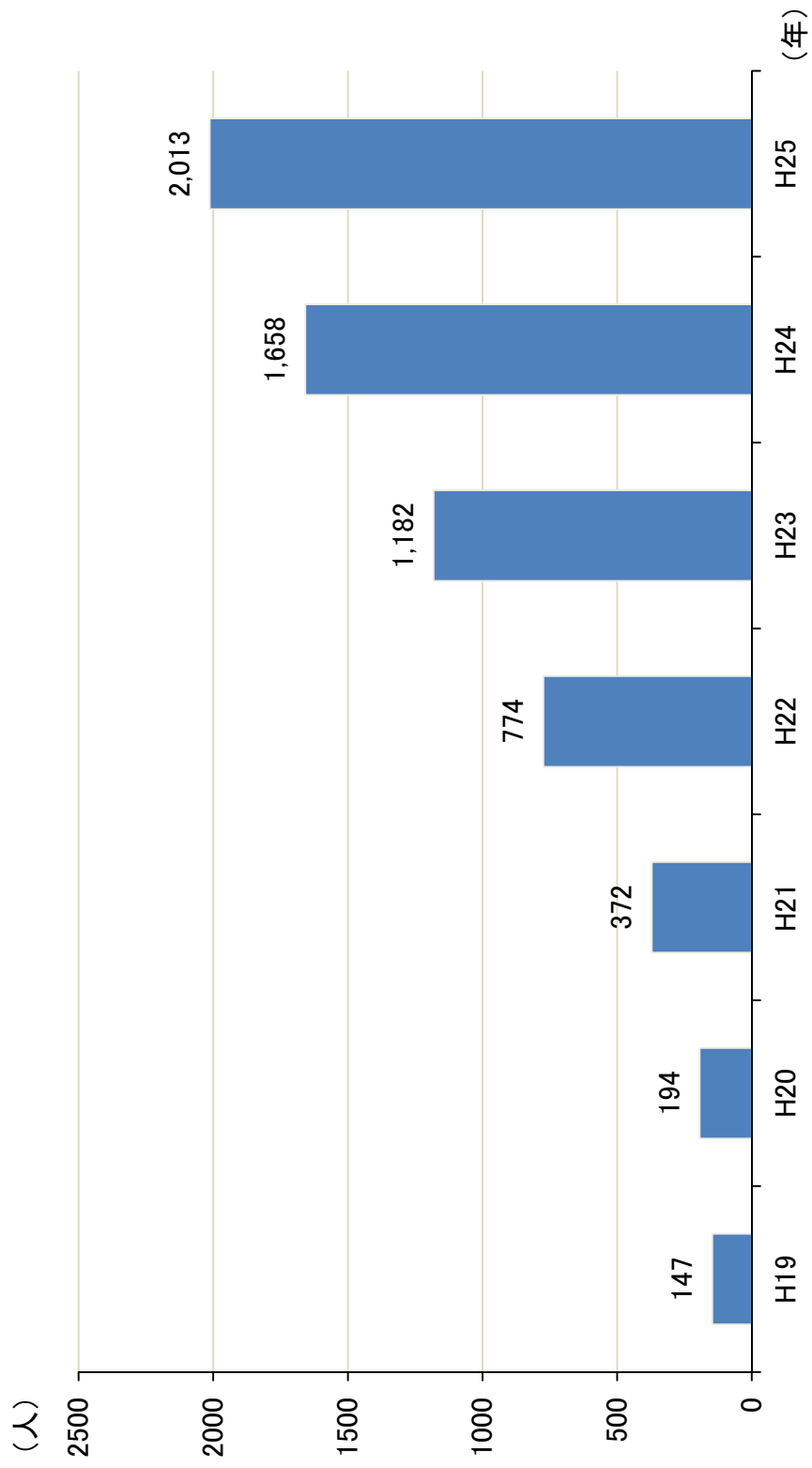
(備考)通信制大学、短期大学、大学院大学等は除く。放送大学は私立大学に含む。

【図2-36】 企業における社員のボランティア・社会貢献活動に対する支援制度の導入状況 (n=420)



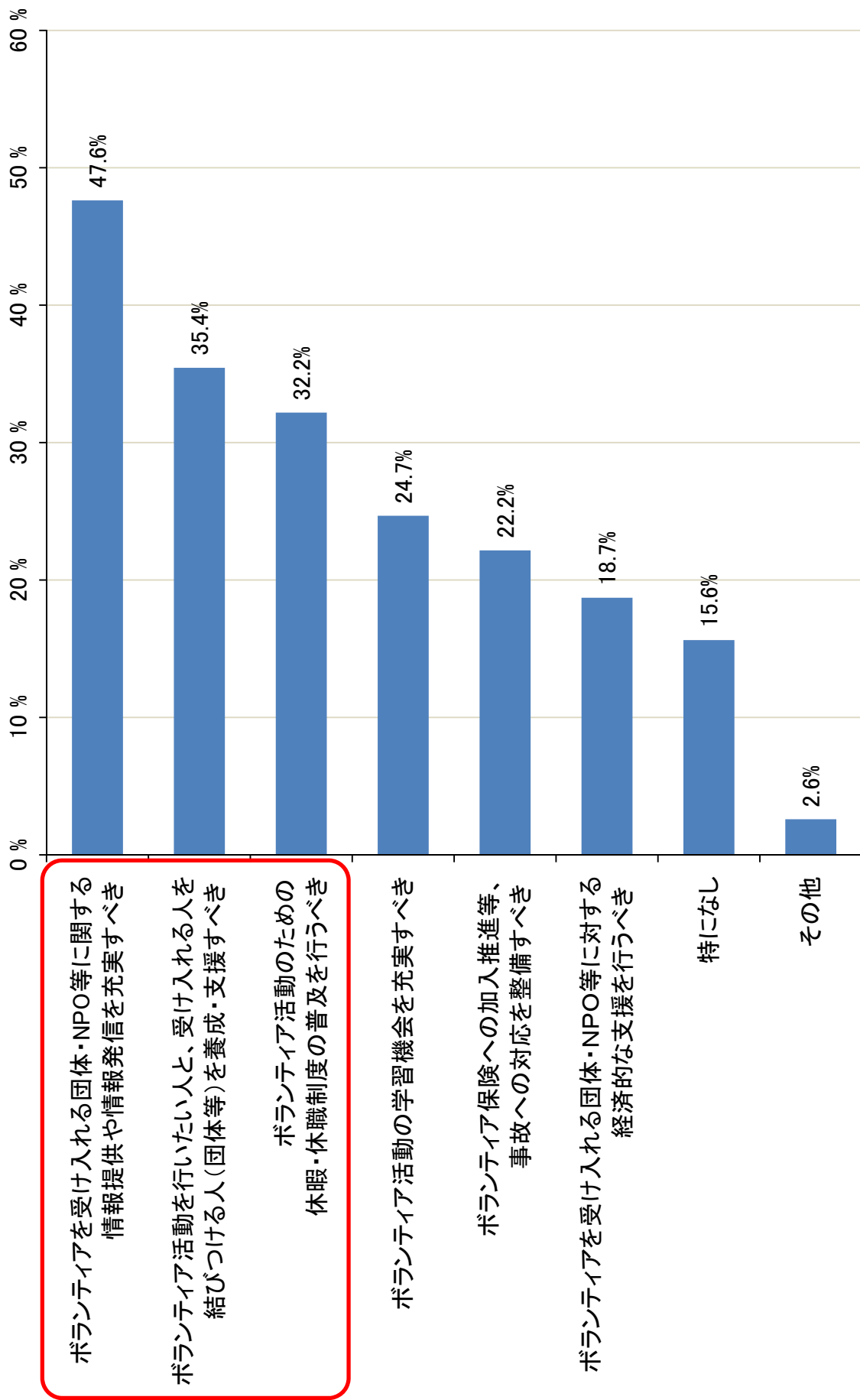
(出所)(一社)日本経済団体連合会・1%(ワンパーセント)クラブ「2012年度社会貢献活動実績調査結果」より内閣府作成。

【図2-37】 プロボノワーカー登録者数の推移



(出所) (特活) サービスグラントホームページ掲載資料より内閣府作成。

【図2-38】 ボランティアに関する国・地方自治体等への要望 (n=1,625) (複数回答)



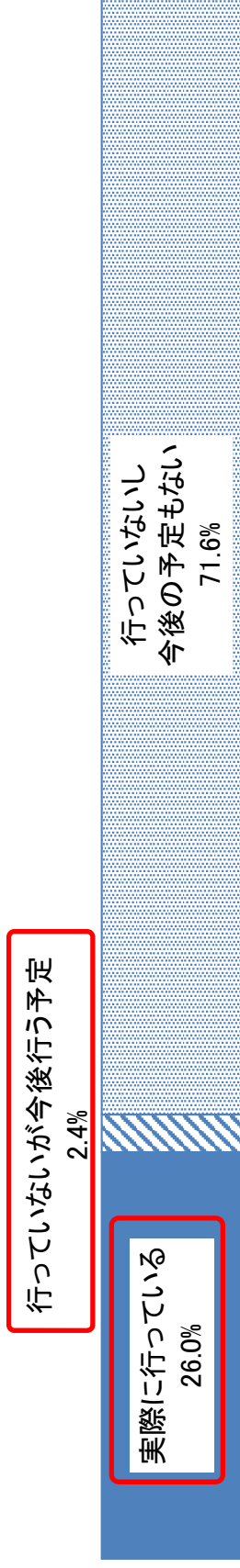
(出所)内閣府 平成26年度「市民の社会貢献に関する実態調査」より。

【図2-39】新しい寄附の手法

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| 寄附付き商品 | 消費者が商品等を購入するごとに、企業等が一定の割合でその売上の一部を寄附。 |
| ポイント還元による寄附 | 利用者が各種カード等のポイント等の交換メニューの一つとして寄附を選択することで、企業等が金銭換算して寄附。 |
| ダイヤル募金 | 番組等を見た視聴者が電話をかけ、情報料を電話会社が代行して回収してTV局等に支払いを行い、TV局等はその支払われた情報料を寄附。 |
| クリック募金、フェイスブック寄附 | ウェブサイト内の既定の箇所(フェイスブックの「いいね!」ボタン等)のクリック数に応じて、スポンサー企業が寄附。 |
| ツイッター募金 | ツイッターの専用投稿フォームからのツイート数に応じて、募金を行う企業が寄附。 |
| マッチングギフト | 企業等が集めた寄附金について、企業側が一定額を上乗せした上で、団体等に寄附。 |
| 「もったいない」寄附 | 書き損じハガキや切手、使用中又は未使用のプリペイドカード、本、衣類などを寄附。(寄贈された団体は、これらを交換・換金。) |
| 給与天引きによる寄附 | 希望する社員が、給与から一定額を天引きで寄附。会社からも上乗せして寄附する例もあり。 |
| 支援者が集める寄附 (「Just Giving」方式) | 支援者(チャレンジャー)が何かにチャレンジする姿を情報発信することで、支援したい団体への寄附を呼びかけ、寄附者(サポーター)がチャレンジャーのウェブサイトに寄附。 |
| クラウドファンディング | インターネット経由で、事業の目的や計画、目標金額などを提示し、不特定多数の人に寄附を呼びかけ必要額が集まった時点で事業を実行。事業単位で資金を集めて代わりに寄附者に金銭以外の見返りを誓約する「購入型」や、寄附者に見返りがない「寄附型」などの類型がある。 |
| 遺贈 | 自分の死後、遺言等により指定した先に資産が譲渡されるように計画して、寄附。 |
| 相続寄附 | 自らが相続した財産から寄附。 |

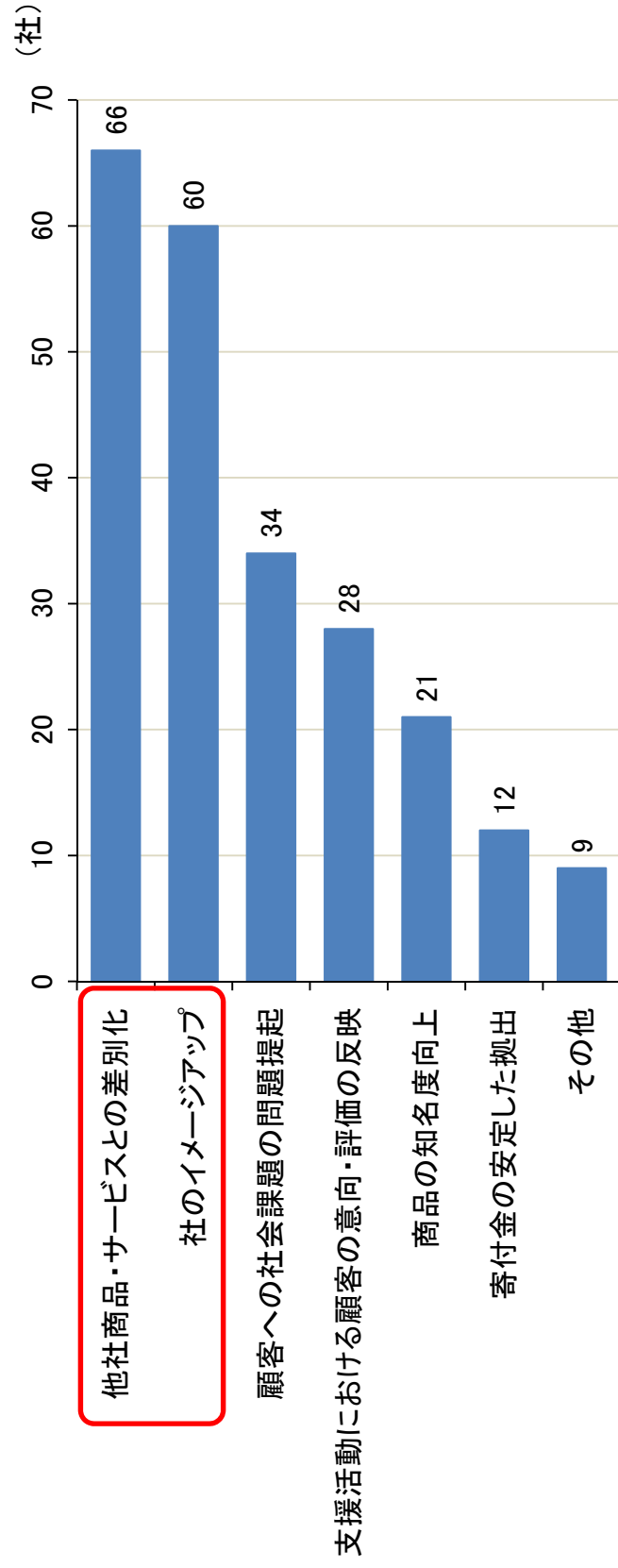
(出所)(特活)日本ファンディング協会『寄付白書2013』等より内閣府作成。

【図2-40】 CRMを用いた商品・サービスの実施実績 (n=420)



(出所) (一社) 日本経済団体連合会・1% (ワンパーセント) クラブ「2012年度社会貢献活動実績調査結果」より内閣府作成。

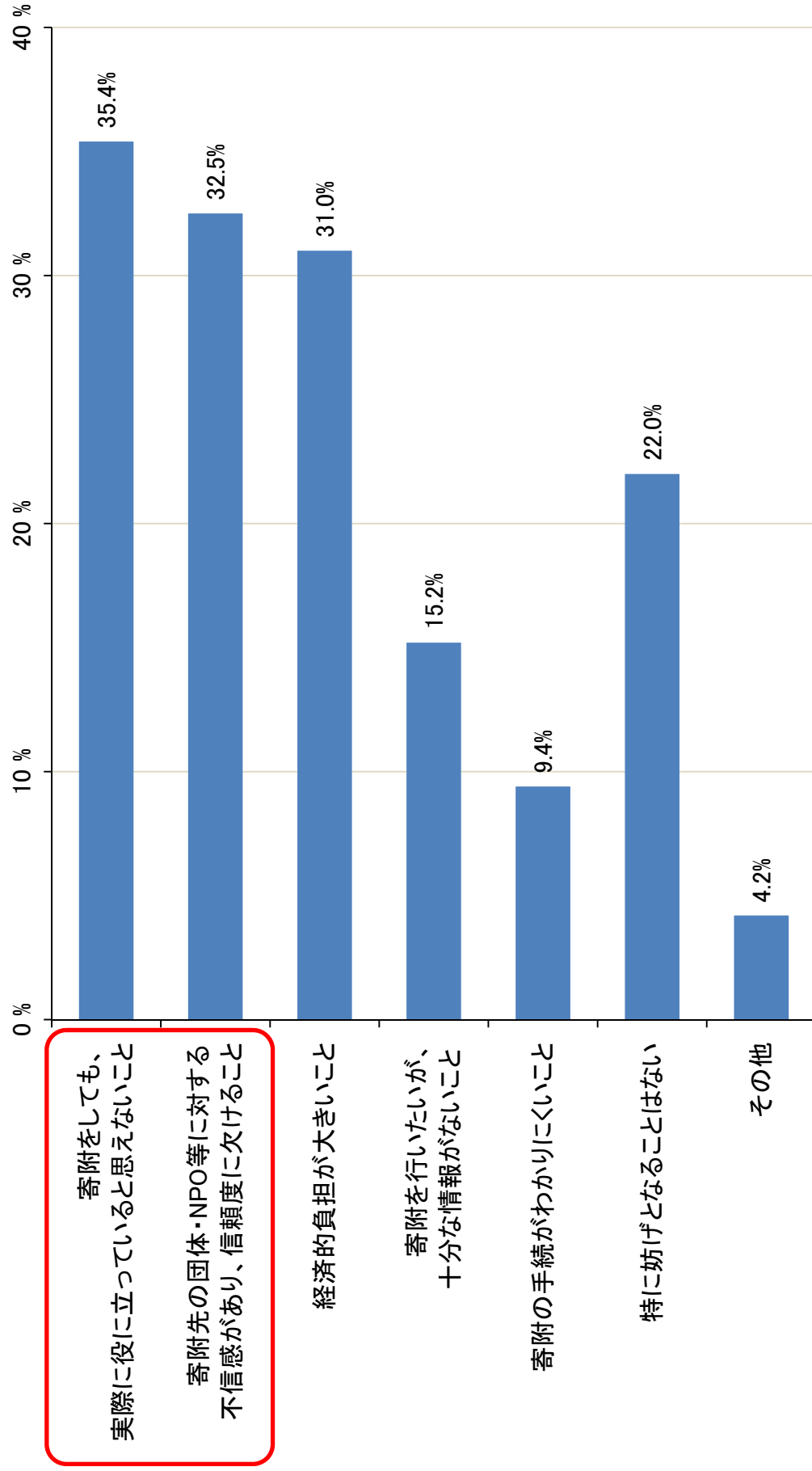
【図2-41】 CRMを実施する狙い (n=420) (2つまで回答)



(出所) (一社) 日本経済団体連合会・1% (ワンパーセント) クラブ「2012年度社会貢献活動実績調査結果」より内閣府作成。

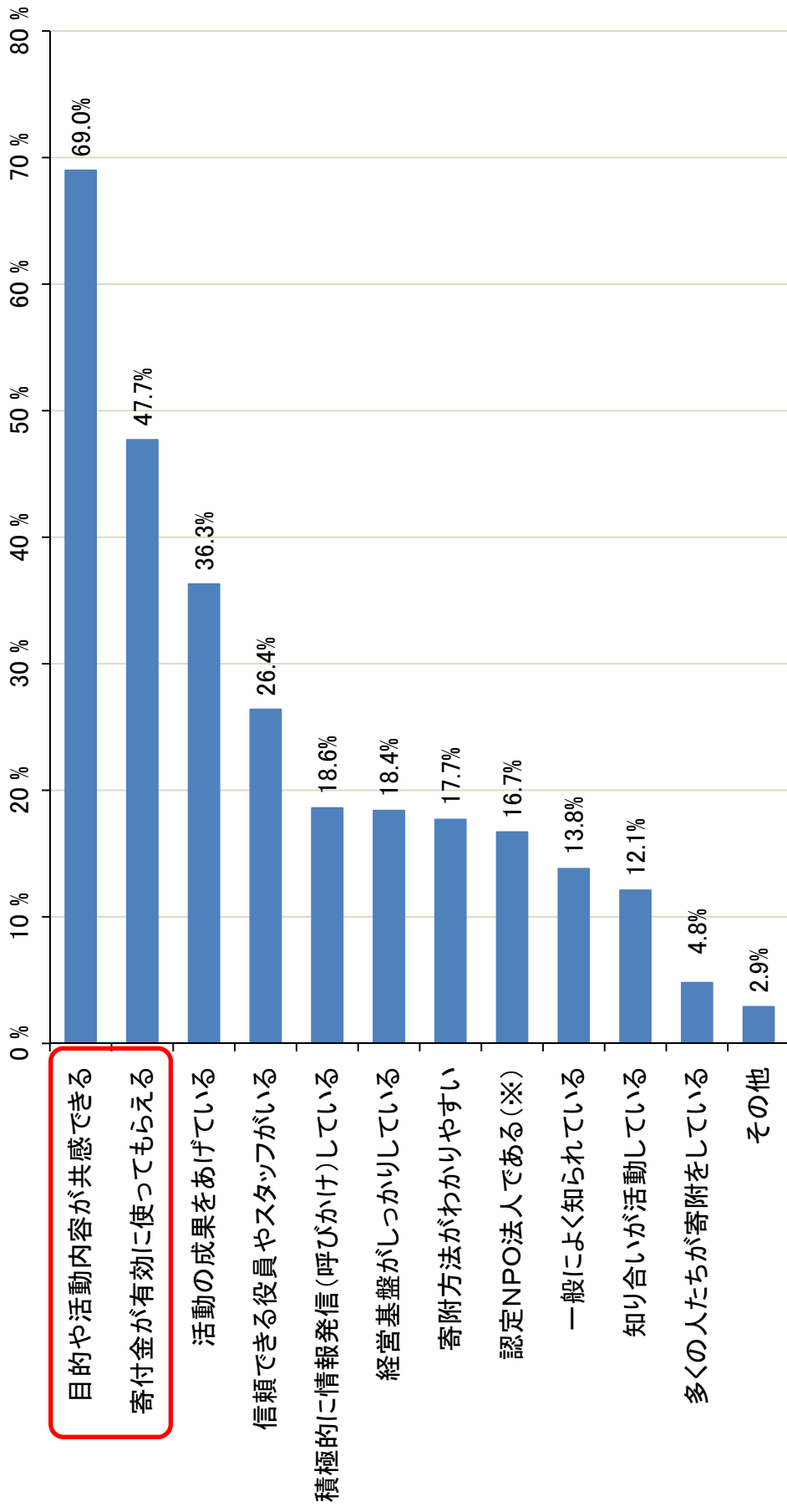
【図2-42】 寄附の妨げとなる要因

(n=1,617) (複数回答)



(出所)内閣府 平成26年度「市民の社会貢献に関する実態調査」より。

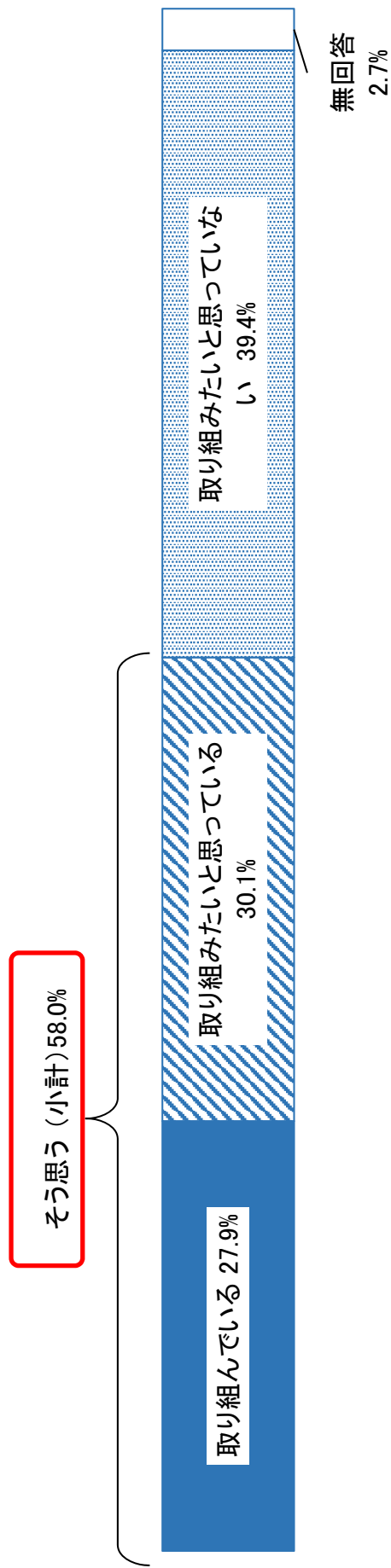
【図2-43】 NPO法人に寄附をする際に重視する点



(※)税の優遇措置が受けられる

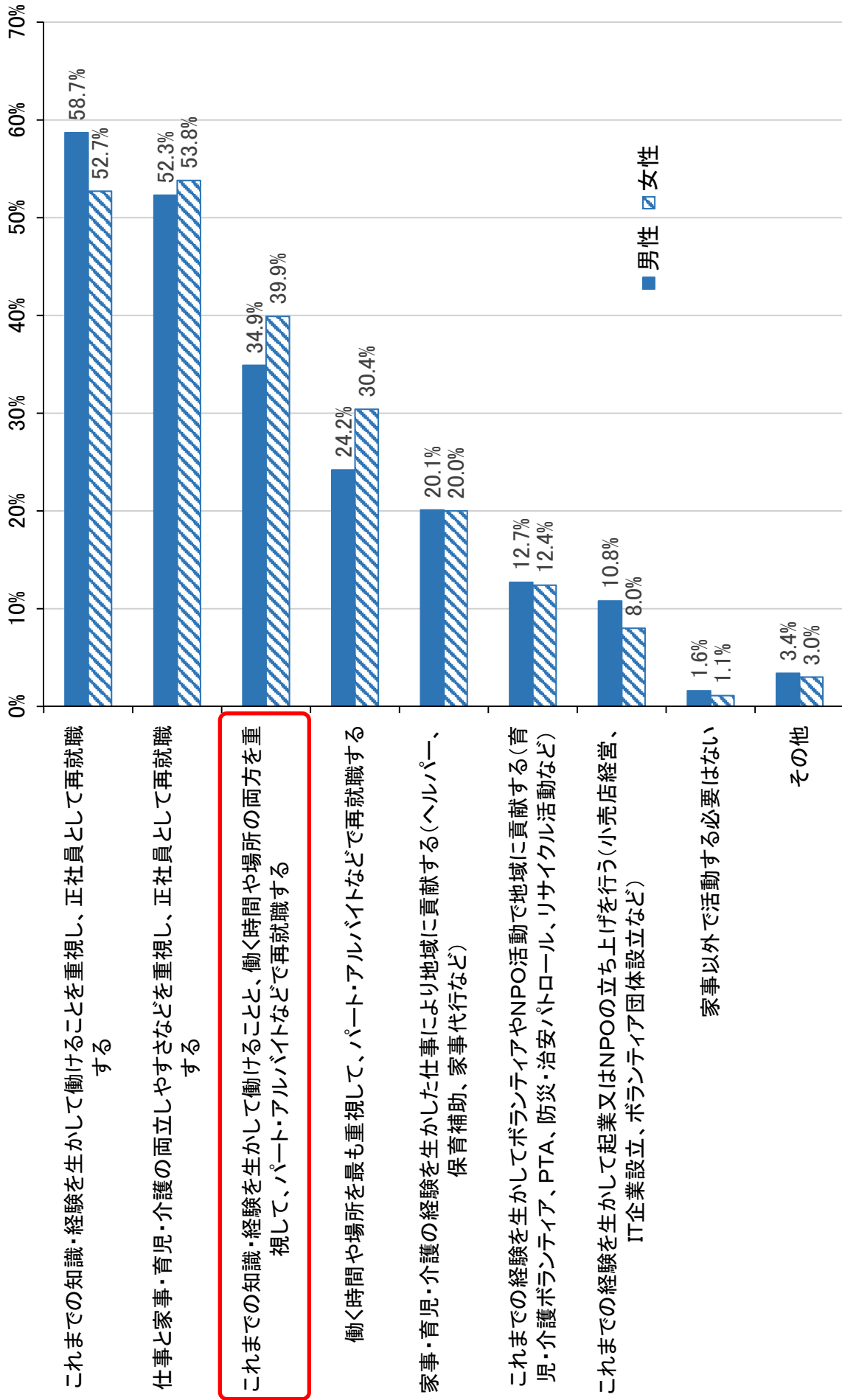
(出所)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」より。

【図3-1】社会貢献活動の実施状況 (65～69歳の男女計) (n=864)



(出所)(独)労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(2012年)より内閣府作成。

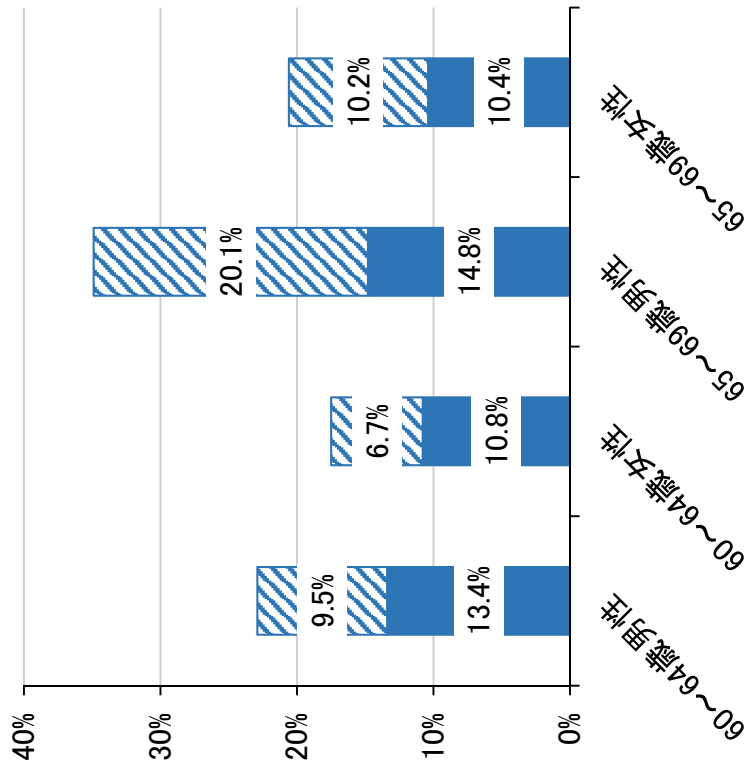
【図3-2】 出産等で離職した女性が再び家事以外で活躍する仕方 (男性:n=1,345、女性:n=1,692) (複数回答)



(出所) 内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(2014年)より作成。

【図3-3】高齢者の就業希望年齢

(60～64歳男性:n=280、60～64歳女性:n=151
65～69歳男性:n=144、65～69歳女性:n=93)



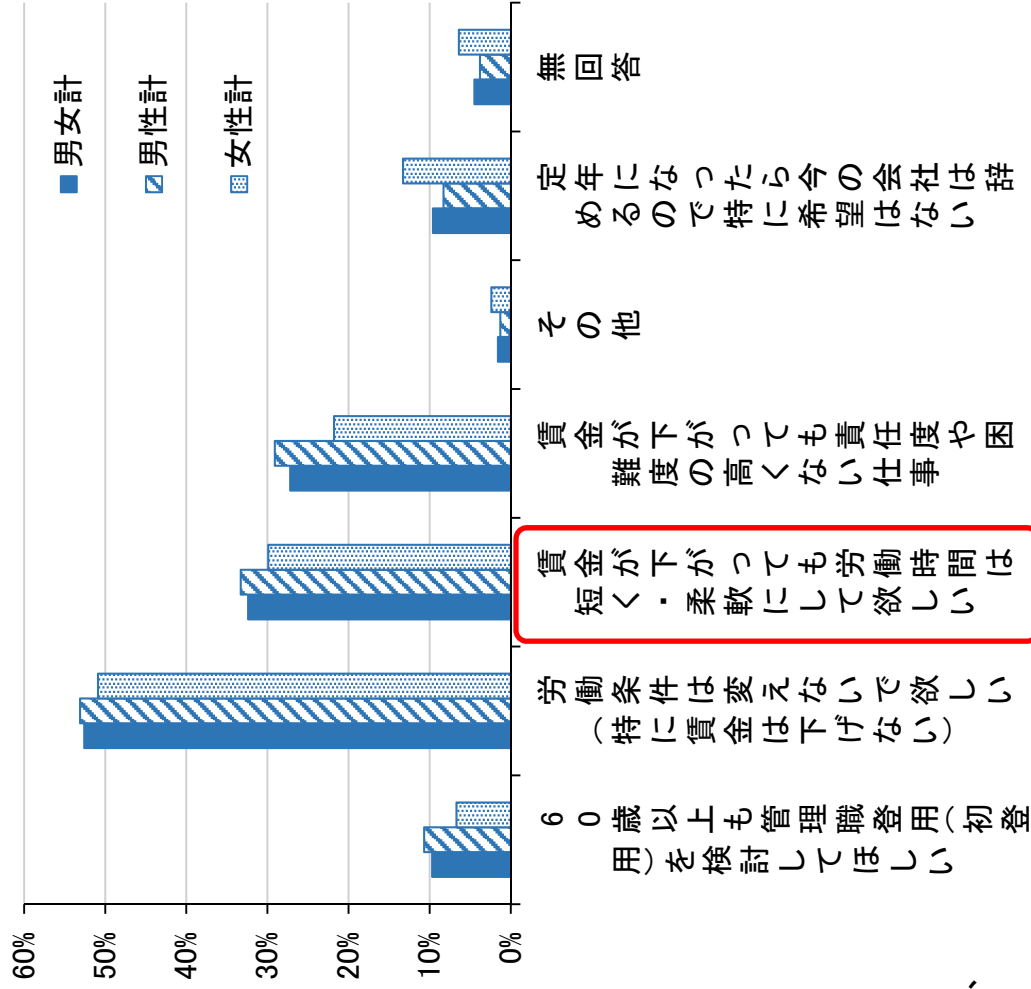
■ 70歳まで □ 70歳を超えても働ける限り働きたい

(出所)(独)労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(2012年)より内閣府作成。

【図3-4】勤め先の会社が65歳に

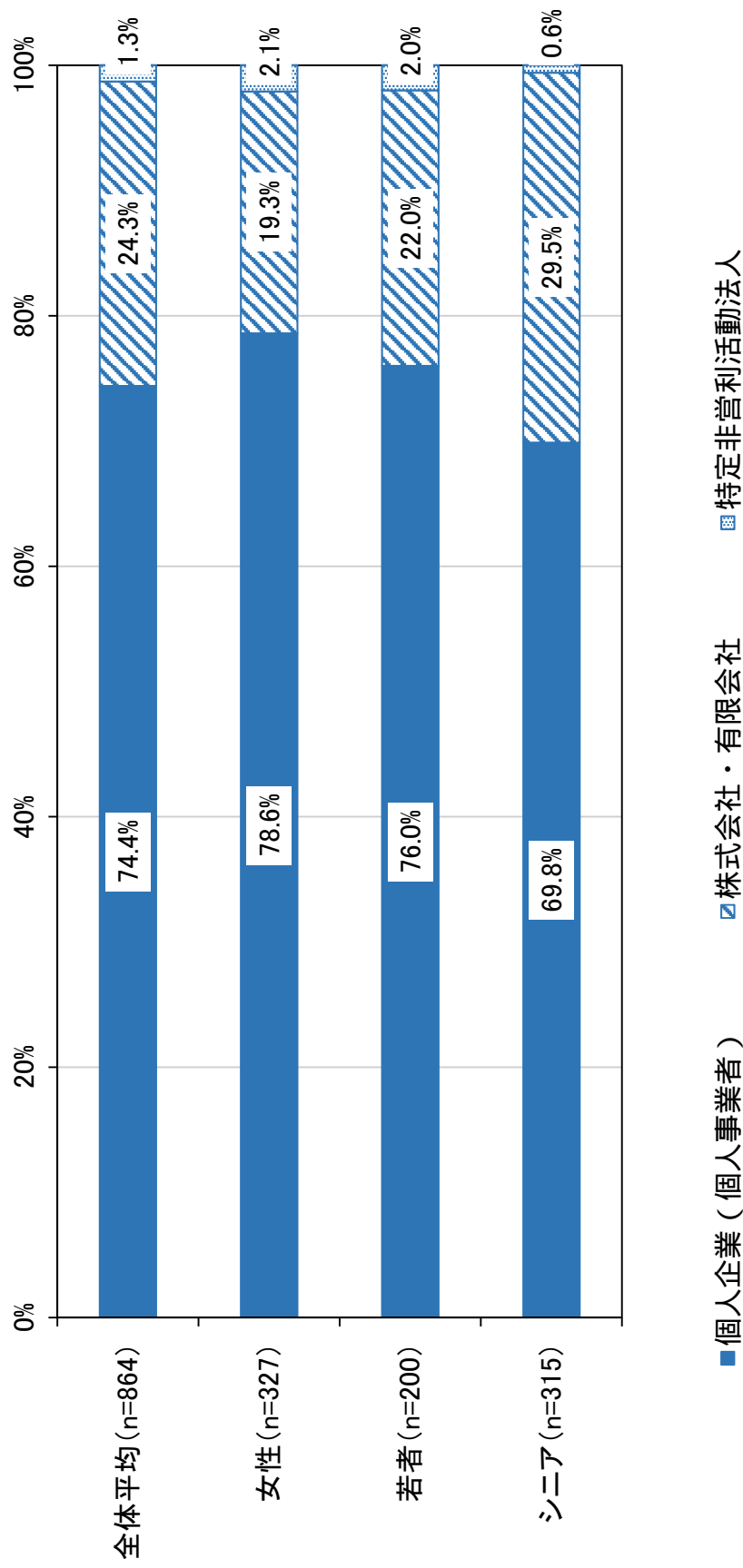
定年延長した際に会社に望むこと

(55～59歳、男性:n=1,669、女性:n=578)(複数回答)



(出所)(独)労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(2012年)より内閣府作成。

【図3-5】 起業の形態

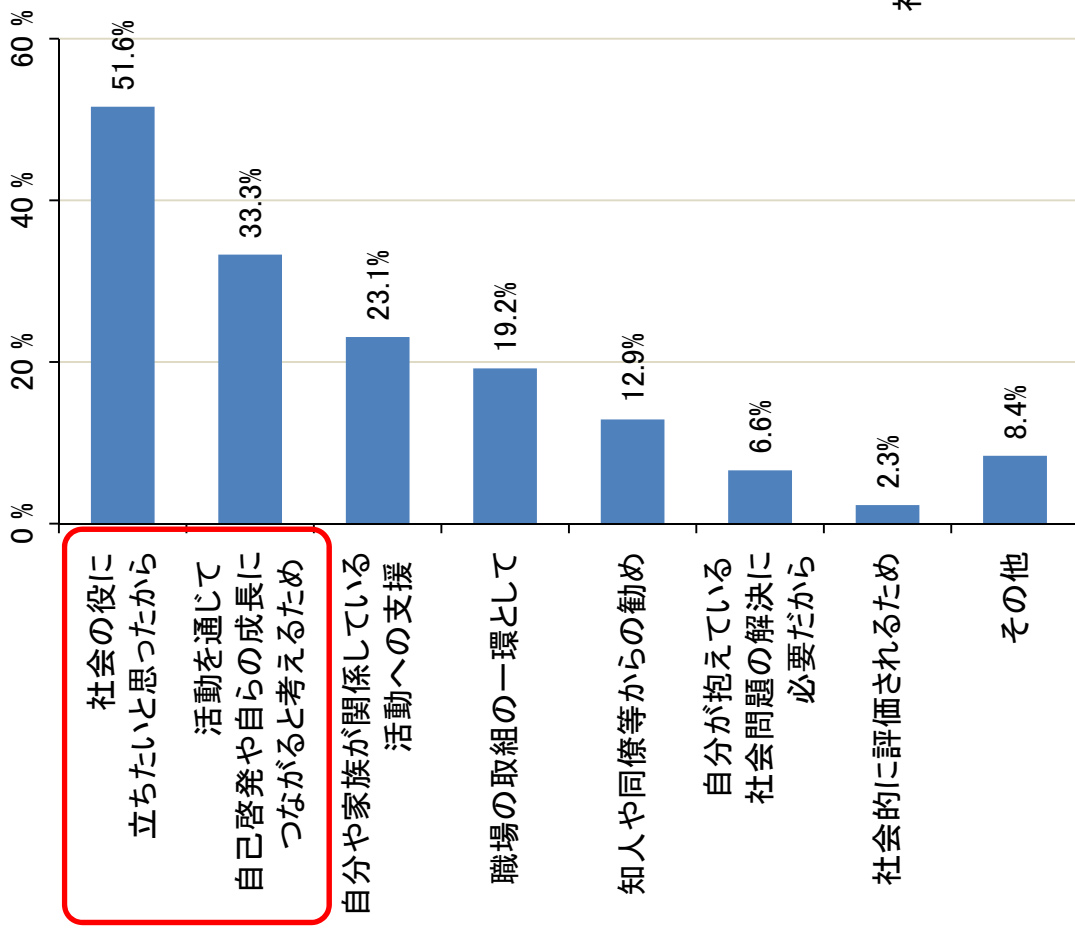


(出所) 中小企業庁「中小企業白書2014」より(委託調査「日本の起業環境及び潜在的企業家に関する調査」(2013年12月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が実施したアンケート調査結果)により作成。)
 (備考) 若者は35歳以下、シニアは55歳超。

【図3-6】 ボランティアへの参加理由

(n=442) (複数回答)

対象：過去3年間にボランティア活動を「したことがある」と回答した人

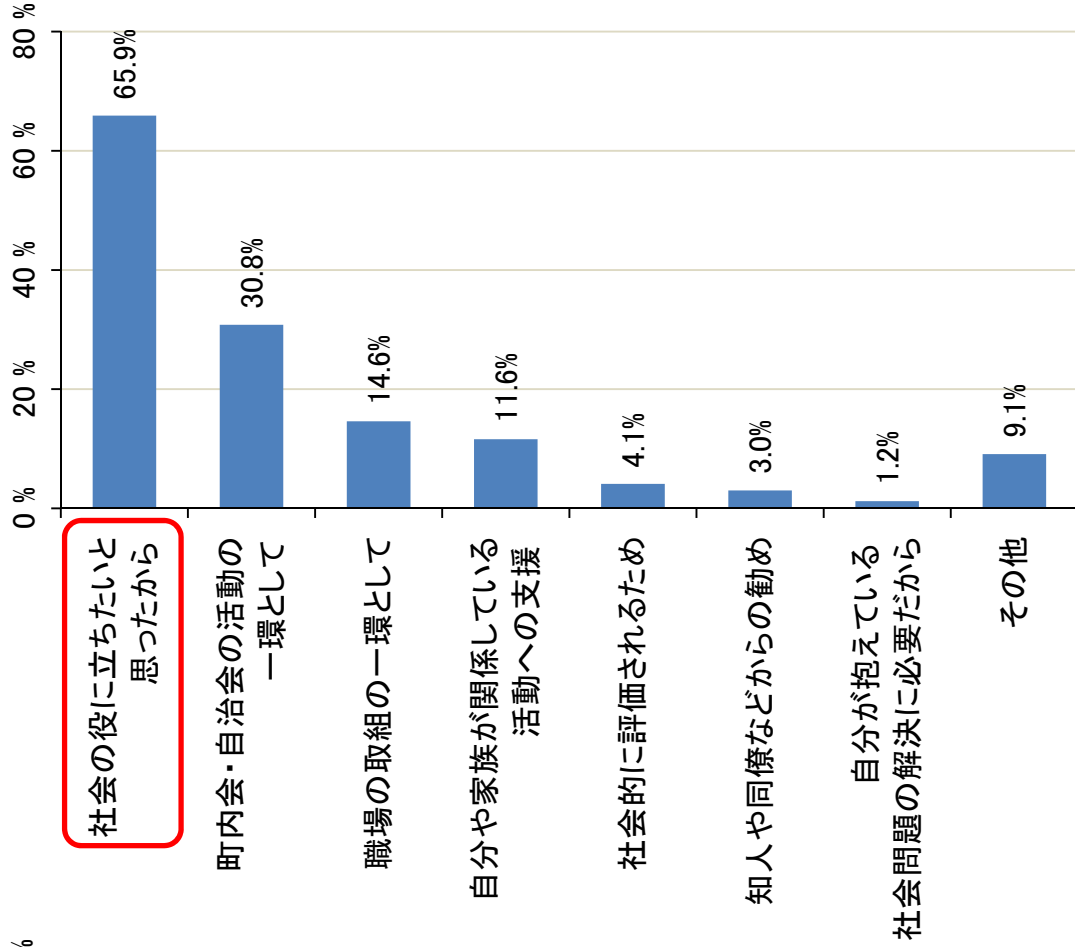


(出所)内閣府 平成26年度「市民の社会貢献に関する実態調査」より。

【図3-7】 寄附理由

(n=899) (複数回答)

対象：過去3年間に「寄附をしたことがある」と回答した人



(出所)内閣府 平成26年度「市民の社会貢献に関する実態調査」より。